

Urban and Regional Development Planning in Indonesia

APPENDIX 5 : Trend of GRDP Distribution Ratio between 1993 and 1998

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	Total
:DI Aceh	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-0.7	-0.7
:N Sumatra	-	-	-	0.3	-	0.1	0.1	-	-	-	-0.1	0.4
:W Sumatra	-	-	-	0.1	-	-	-	-	-	-0.1	-	-
:Riau	-0.1	-	-	0.1	-	-	-	-	-0.1	-	-0.7	-0.8
:Jambi	-	-	-	0.1	-	-	-	-	-	-	-	0.1
:S Sumatra	-0.1	-	0.1	0.1	-	0.1	-	-	-	-	-0.1	0.1
:Bengkulu	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
:Lampung	-	-	-	0.1	-	-	-	-	-	-	-	0.1
	-0.2	-	0.1	0.8	-	0.2	0.1	-	-0.1	-0.1	-1.6	-0.8
:DKI Jakarta	-0.1	-	-	0.7	-	0.2	0.1	0.1	-	-0.1	-	0.9
:W Java	-0.4	-0.1	-	0.4	-	0.1	-0.1	-	-	-0.1	-0.2	-0.4
:C Java	-0.2	-	-	0.5	-	-	-	-	-	-0.1	-0.1	0.1
:DI Yogyakarta	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
:E Java	-0.3	-0.1	0.1	0.5	-	-	-0.1	-	-	-0.1	-	-
	-1.0	-0.2	0.1	2.1	-	0.3	-0.1	0.1	-	-0.4	-0.3	0.6
:Bali	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
:W Nusa Tenggara	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
:E Nusa Tenggara	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
:E Timor	-	-0.1	-	-	-	0.1	-	-	-	-	-	-
	-	-0.1	-	-	-	0.1	-	-	-	-	-	-
:W Kalimantan	-0.1	-	-	0.1	-	-	0.1	-	0.1	-0.1	-	0.1
:C Kalimantan	-	-	-	-	-	-	0.1	-	-	-	-	0.1
:S Kalimantan	-	-0.1	-	-	-	0.1	-	-	-	-	-	-
:E Kalimantan	-	-	0.1	0.1	-	-	-	-	-0.1	-	-0.4	-0.3
	-0.1	-0.1	0.1	0.2	-	0.1	0.2	-	-	-0.1	-0.4	-0.1
:N Sulawesi	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
:C Sulawesi	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
:S Sulawesi	-	-	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1
:SE Sulawesi	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1
:Maluku	-0.1	-	0.1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	0.1
:Irian Jaya	-	-	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1
	-0.1	-	0.2	0.1	-	-	-	-	-	-	-	0.2
Total	-1.4	-0.4	0.6	3.2	-	0.7	0.2	0.1	-0.1	-0.6	-2.3	-

Note : (1). Food Crop, (2). Other Agriculture, (3). Mining & Non Oil-Gas Quarrying, (4). Non Oil & Gas Industry, (5). Electricity, Gas & Water Supply, (6). Building, (7). Trade, (8). Transportation & Communication (9). Services, (10). Governmental & Defence Affairs, (11). Oil & Gas

Urban and Regional Development Planning in Indonesia

APPENDIX 6 : Direction for Main Development Area in Nation

Area	Indication of Sector										Indication of Infrastructure Support													
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
:1. DI Aceh																								
a. Banda Aceh & sur.	:X	:X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	X	X	X	X	X	:	X	:	X	X	:	:	:
b. Lhokseumawe	:X	:	X	X	X	:	:	:	:	:	:	X	X	:	:	X	X	X	:	:	:	:	:	:
c. South West Coast (Meulaboh & Tapak Tuan)	:X	:	:	X	:	:	X	:	X	:	:	X	X	:	:	X	:	X	X	:	:	:	:	:
:2. North Sumatra																								
a. Medan & sur. (Medan, Tebingtinggi)	:X	:	X	X	:	:	:	:	:	:	:	X	:	X	:	X	:	X	:	:	:	:	:	:
b. Pematang Siantar - Prapat & sur.	:X	X	X	X	:	:	:	:	:	:	:	X	:	:	:	X	X	X	:	:	:	:	:	:
c. Rantau Prapat	:X	:	:	X	:	:	:	:	:	:	:	X	:	X	:	:	X	X	X	:	:	:	:	:
d. Tapanuli & sur. (Sibolga, Padang Sidenpau)	:	:	X	X	:	:	:	:	:	:	:	X	:	X	:	:	X	X	X	:	:	:	:	:
:3. West Sumatra																								
a. Padang Parianan & sur.	:X	:	X	:	:	:	:	:	:	:	:	X	X	X	X	:	:	X	:	X	X	:	:	:
b. Agan & Kodya Bukittinggi	:X	X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	X	:	X	X	X	X	X	:	:	:	:	:	:
c. Solok - Sawahlunto	:X	:	:	X	X	:	:	:	:	:	:	X	X	X	X	:	X	:	:	:	:	:	:	:
:4. Riau																								
a. Pekanbaru & sur.	:X	:	X	X	:	:	:	:	:	:	:	X	X	:	X	X	X	X	:	:	:	:	:	:
b. Dumai & sur. (Dumai & Duri)	:	:	X	X	:	X	:	:	:	:	:	X	X	X	:	:	:	:	X	:	:	:	:	:
c. Rengat - Kuala Enok & sur.	:X	:	:	X	X	:	:	:	:	:	:	X	X	:	X	:	:	:	X	:	:	:	:	:
d. Zona Batam & sur. (Batam & Bintan)	:	X	X	:	:	:	:	:	:	:	:	X	X	:	X	:	X	X	:	(X)	(X)	:	:	:
e. Natuna	:	:	:	X	:	:	:	:	:	:	:	X	:	:	:	X	X	:	X	:	:	:	:	:
:5. Jambi																								
a. Muara Bulian & sur.	:	X	X	X	:	:	:	:	:	:	:	X	X	:	X	:	X	X	:	:	:	:	:	:
b. West part of Sumatra Crossroad (Huarabungo, Bangko, Sorolangun)	:X	:	:	X	:	:	:	:	:	:	:	X	X	:	X	X	X	:	:	:	:	:	:	:

Area	Indication of Sector										Indication of Infrastructure Support												
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
:6. South Sumatra																							
a. Palembang & sur.	:X	:	X	:	:	:	:	:	X	:	:	X	:	X	:	X	:	X	:	X	:	X	:
b. Muara Enim (Muara Enim & Lahat)	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
c. Bangka Island - Belitung (Pangkal Pinang, Tanjung Pandan):	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
d. Lubuk Linggau & sur.	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
:7. Bengkulu																							
a. Bengkulu - Curup (Bengkulu, Manna)	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
b. Manna .	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
:8. Lampung																							
a. Bandar Lampung & Metro	:	X	:	X	:	X	:	:	:	:	:	X	:	X	:	X	:	X	:	X	:	X	:
b. Mesuji & sur.	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
c. Kotabuni (Kotabumi & Kemuning)	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
:9. DKI Jakarta																							
a. DKI Jakarta	:	:	X	:	X	:	:	:	:	:	:	:	X	:	X	:	X	:	X	:	X	:	X
:10. West Java																							
a. Cilegon (Cilegon, Merak, Serang)	:	:	X	:	X	:	:	:	:	:	:	:	X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
b. Jakarta Supportive Cities (Bogor, Bekasi, Tangerang)	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
c. Bopunjur (Cianjur, Cipanas)	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
d. North Coast (Karawang, Purwakarta, Cikampek, Subang, Indranayu)	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
e. Great Bandung (Bandung, Cimahi, Rancaekek, Lembang)	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

Area	Indication of Sector										Indication of Infrastructure Support															
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33		
f. Sukabumi & sur. (Sukabumi, Pelabuhan Ratu)	:X	:	X	:	:	X	:	:	:	:	X	X	:	:	X	X	X	:	:	:	:	:	:	:	:	:
g. Cirebon & sur. (Cirebon, Kuningan, Majalengka)	X	:	X	:	X	:	X	:	:	:	X	X	:	:	X	X	X	:	:	:	:	:	:	:	:	:
h. East Priangan (Tasikmalaya, Cianis, Majalengka)	X	:	X	X	:	:	:	:	:	:	X	X	X	:	X	X	X	:	:	:	:	:	:	:	:	:
i. Pangandaran	X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	X	X	X	:	X	X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
j. Carita (Labuhan)	X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	X	X	X	:	X	X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
k. Ujung Kulon	X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	X	X	X	:	X	X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
:11. Central Java																										
a. Subosuka (Surakarta, Boyolali, Sukoharjo, Karang Anyar)	X	X	X	:	:	:	:	:	:	:	X	X	X	:	X	X	X	:	X	:	:	:	:	:	:	:
b. Senarang & sur. (Semarang, Kendal, Demak)	X	X	X	:	:	:	:	:	:	:	X	X	X	:	X	X	X	:	X	:	:	:	:	:	:	:
c. Tegal - Pekalongan & sur. (Tegal, Pekalongan, Brebes, Pemalang)	X	:	X	:	:	:	X	:	:	:	X	X	:	:	X	X	X	:	:	:	:	:	:	:	:	:
d. Pati, Kudus, Jepara	X	:	X	:	:	:	X	:	:	:	X	X	:	:	X	X	X	:	:	:	:	:	:	:	:	:
e. Cilacap & sur.	X	:	X	:	:	X	:	:	:	:	X	X	X	:	X	X	X	:	X	:	:	:	:	:	:	:
f. Banjarnegara-Purwokerto	X	X	X	:	:	:	X	:	:	:	X	X	:	:	X	X	X	:	:	:	:	:	:	:	:	:
g. Kebumen	X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	X	X	:	:	X	X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
:12. Yogyakarta																										
a. Yogyakarta	X	X	X	:	:	:	:	:	:	:	X	X	:	:	X	X	X	:	:	:	:	:	:	:	:	:
:13. East Java																										
a. Gerbangkertasusila (Surabaya, Gresik, Pasuruan, Bangkalan, Mojokerto, Sidoarjo)	X	X	X	:	:	:	:	:	:	:	X	X	X	:	X	X	X	:	X	:	:	:	:	:	:	:
b. Tuban	X	:	X	:	:	:	X	:	:	:	X	X	:	:	X	X	X	:	:	:	:	:	:	:	:	:
c. Kediri-Tulungagung-Blitar	X	X	X	:	X	:	:	:	:	:	X	X	:	:	X	X	X	:	:	:	:	:	:	:	:	:

Area	Indication of Sector										Indication of Infrastructure Support														
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	

d. Malang & sur.	:X	:X	:X	:X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
e. Probolinggo - Pasuruan	:X	:	:X	:X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
f. Situbondo-Bondowoso-Jember	:X	:	:X	:X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
g. Madiun & sur. (Pacitan,Ponorogo,Madiun)	:X	:	:X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
h. Banyuwangi & sur. (Banyuwangi, Muncar)	:X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

:14. Bali																									
a. Denpasar-Ubud-Kintamani	:X	:X	:X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
b. Singaraja-Bedugul	:X	:X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

:15. West Nusa Tenggara																									
a. Mataran	:X	:X	:X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
b. Sumbawa Besar	:X	:	:X	:X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
c. Bima	:X	:	:X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

:16. East Nusa Tenggara																									
a. South Kupang	:	:X	:X	:X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
b. Larantuka and sur.	:	:X	:X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
c. Maumere-Ende	:	:X	:X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
d. Konodo Island	:	:X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

:17. Timor Timur																									
a. Dili - Manatuto (Dili, Los Palos)	:X	:	:X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
b. Suai - Ainaro	:X	:	:X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
c. Los Palos - Baucau	:X	:	:X	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

Area	Indication of Sector										Indication of Infrastructure Support													
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
:18. West Kalimantan																								
a. Pontianak	:X	:	:X	:	:	:	:	:	:	:	:	:X	:	:	:X	:	:	:X	:	:	:	:	:	:
b. Johar Sanggau (Sintang)	:X	:	:	:X	:	:	:	:	:	:	:	:X	:X	:	:X	:X	:	:	:	:	:	:	:	:
c. Singkawang (Sanggau, Singkawang)	:X	:	:X	:X	:	:	:	:	:	:	:	:X	:X	:	:X	:X	:	:	:	:	:	:	:	:
d. Ketapang	:X	:	:X	:X	:	:	:	:	:	:	:	:X	:X	:	:X	:X	:	:	:	:	:	:	:	:
e. Putusibau	:X	:	:X	:	:	:	:	:	:	:	:	:X	:X	:	:X	:X	:	:	:	:	:	:	:	:
:19. Central Kalimantan																								
a. Palangkaraya - Kasongan	:X	:	:X	:X	:	:	:X	:	:	:	:	:X	:X	:	:	:	:X	:	:	:X	:	:	:	:
b. Sampit	:X	:	:X	:X	:	:	:X	:X	:	:	:	:X	:	:	:X	:	:	:	:	:	:	:	:X	:
c. Muarateveh	:X	:	:X	:	:	:	:X	:	:	:	:	:X	:X	:	:X	:X	:X	:	:	:	:	:	:	:
d. Pangkalan Bun	:X	:	:X	:X	:	:	:X	:	:	:	:	:X	:X	:	:X	:X	:X	:X	:X	:X	:X	:	:	:
e. Buntok	:X	:X	:X	:	:	:	:X	:	:	:	:	:X	:X	:	:X	:X	:	:	:X	:	:	:X	:	:
:20. South Kalimantan																								
a. Banjarmasin	:X	:	:X	:X	:	:	:X	:	:	:	:	:X	:X	:	:X	:X	:X	:X	:X	:X	:	:	:	:
b. Batulicin	:	:	:X	:X	:	:	:X	:	:	:	:	:X	:X	:	:X	:X	:X	:X	:X	:X	:	:	:	:
:21. East Kalimantan																								
a. Tanjung Redep	:	:	:X	:X	:	:	:X	:	:	:	:	:X	:	:	:X	:X	:	:	:	:	:	:	:	:
b. Balikpapan - Samarinda - Bontang	:	:	:X	:X	:	:	:X	:	:	:	:	:X	:	:	:X	:	:	:X	:X	:X	:	:	:	:

Area	Indication of Sector										Indication of Infrastructure Support													
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
c. Tarakan & sur. (Nunukan)		X	X	X			X			X	X				X	X								X
d. Tanah Grogot	X	X				X				X					X	X								
:22. North Sulawesi																								
a. Gorontalo	X		X			X				X	X			X	X	X	X	X	X					
b. Manado		X	X	X						X	X				X	X	X	X	X					
c. Kotanobagu	X		X							X	X			X	X					X				
:23. Central Sulawesi																								
a. Palu	X	X	X			X				X	X			X	X	X	X	X	X					
b. Poso	X		X			X				X	X	X		X	X									X
c. Luvuk			X			X				X	X			X	X									
d. Kolonedale	X	X			X					X	X			X	X	X	X	X	X					
e. Toli - toli			X		X					X	X			X	X	X	X	X	X					
:24. South Sulawesi																								
a. Ujung Pandang	X	X			X					X	X			X	X	X	X	X	X					
b. Tanah Toraja (Palopo, Makale)	X	X	X							X	X			X	X									
c. Sinjai	X	X								X	X			X	X	X								
d. Pare - pare	X		X							X	X			X	X	X								
e. Manuju	X				X					X	X			X	X	X								
:25. South East Sulawesi																								
a. Kendari Line & sur.	X	X	X	X						X	X			X	X	X	X	X	X					
b. Kolaka & sur.			X			X	X	X	X					X	X									
c. Muna Buton (Raha, Bau-bau)			X	X	X					X								X	X					

Area	Indication of Sector										Indication of Infrastructure Support													
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
:26. Maluku																								
a. Ambon & sur.	:	:	X	X	:	:	X	:	:	:	X	X	:	:	:	X	X	:	X	X	:	:	:	:
b. North Halmahera (Ternate)	:	:	X	:	:	X	:	:	:	X	X	:	:	:	X	X	X	:	:	:	:	:	:	:
c. Tual	:	:	X	:	:	X	:	:	:	X	X	:	:	:	X	X	:	:	:	:	:	:	:	:
d. Taliabu-Mongole (Dofa)	:	:	X	:	:	X	:	:	:	X	X	:	:	:	X	X	:	X	X	:	:	:	:	:
:27. Irian Jaya																								
a. Jayapura	X	:	X	:	:	X	:	:	:	X	X	:	:	:	X	X	:	X	:	:	:	:	:	:
b. Kerauke	X	:	X	:	:	X	:	:	:	X	X	:	:	:	X	X	:	X	:	:	:	:	:	:
c. Tenbagapura (Timika)	:	:	X	:	:	X	:	:	:	X	X	:	:	:	X	X	X	:	X	:	:	:	:	:
d. Biak	:	X	X	:	:	:	:	:	:	X	X	:	:	:	X	:	:	X	X	:	:	:	:	:
e. Sorong	:	X	:	:	X	X	X	:	:	X	:	:	:	:	X	X	:	X	:	:	:	:	:	:
f. Nabire	X	:	X	:	:	:	:	:	:	X	X	:	:	:	X	X	X	:	X	:	:	:	:	:
g. Fak-fak	X	:	X	:	:	:	:	:	:	X	X	:	:	:	X	X	:	:	:	:	:	:	:	:
h. Manokwari	X	:	X	:	:	X	:	:	:	X	X	:	:	:	X	X	:	X	:	:	:	:	:	:
i. Wamena	X	:	:	:	:	X	:	:	:	X	X	:	:	:	X	X	:	:	:	:	:	:	:	:

Note :

Indication of Sector :

01. Food Crop, 02. Tourism, 03. Industry, 04. Plantation, 05. Mining, 06. Food Agriculture, 07. Fishery, 08. Forestry
09. Livestock, 10. Agriculture

Indication of Infrastructure Support :

20. Road (including a. city road, collective road, arterial road, d. road network)
21. Water Supply, 22. Raw water, 23. Drainage, 24. Irrigation (including Improvement on irrigation & raw-water channel)
25. Telephone, 26. Electricity (a. electricity/energy, electric capacity), 27. Sanitation, 28. Seaport
29. Airport, 30. Telecommunication, 31. River & Land transportation, 32. Pioneer Port, 33. Flood Control

Note : In 28 & 29, (X) means not identifying seaport or airport

1-3. 他の援助国・国際機関の動向

インドネシアに於ける都市・地域開発分野での主たる援助機関は世界銀行・アジア開発銀行・UNDP及び日本・フランス・アメリカ等の政府援助機関である。その各々の援助内容は次の通りである。

1-3-1: 世界銀行

1975年以来、当該分野に援助を実施している。初期はジャカルタを主とし、それにスラバヤを加えて、援助対象エリアとしていたが、その後、他の大都市・中都市をも、その対象エリアとしている。当初の援助内容はKIP及び低所得者向け住宅であった。この傾向はその後も継続しているが、1979年以来、上水がそれに次いでいる。ごみ処理に就いてはジャカルタ・スラバヤ・デンプルで、下水に就いてはスラバヤで実施された事がある。更に土地登記に就いて、及び100都市に於ける地図作りに就いて援助がなされている。技術協力は住宅公団及びBTN(State Savings Bank)に対してなされた経緯がある。

上記以外にセクター・ローンとして、1986-87年のHousing Sector Loan(2.75億ドル)及びUrban Sector Loan(2.7億ドル)があり、更にフォローアップのUrban Sector Loanが現在の五カ年計画期間中に計画されている。ジャカルタ首都圏地域には都市交通への援助としてJUDP I(Jabotabek Urban Development Project)が、上・下水プロジェクトとしJUDP IIが実施され、更にJUDP IIIとして首都圏計画のビック・首都圏周辺地域の計画・土地利用計画図の更新及びMonitoring Systemの形成等が検討されている。

1-3-2: アジア開発銀行

実施プログラムのローンと技術協力の就いて、1972年以来の累積値としては1989年9月時点で、前者は5.44億ドル、後者は614万ドルとなった。ローンに就いては、その殆どがハントーン・メダンに就いての都市開発事業であり、それ以外にヒマラヤ・メダンその他、小規模都市の上水事業を含む。技術協力は、ローン・プログラムに伴って実施されており、一件当たりの平均事業費は30万ドルである。これら以外に技術協力プログラム・ローンとして西ジャワ・スマタラ地区IUDP(Integrated Urban Development Program)、Botabek都市開発、ランポンIUDP(Integrated Urban Infrastructure Development Program)等

に比較的大型のローン(100-500万ドル)を供与している。更に総額1億ドルに及ぶセクター・ローンがあり、その内訳は小規模都市の都市開発セクター1件及び上水関係セクターの2件がある。メダン都市開発プロジェクトは第2期にあり、グラント・ハースの技術協力も加えられ、西ジャワ・スマタラ地域Secondary Cities都市開発はIUIDPと提携の元にインフラストラクチャー整備実施に就いて合意され、更にランボン及びBotabek都市開発に就いて検討中である。

1-3-3:国際連合

UNDPが1981年度よりUNCHS(United Nations Center for Human Settlements)を実施機関として1985年までの40カ月をかけて、NUDS(National Urban Development Strategy)を作成した。これは顕著になりつつある都市化を、抑制或いは公共側からの干渉に依り発展パターンを変えるのではなく、都市のインフラストラクチャーを効果的に整備する事に依り都市の活性化を計る事を旨としている。この内容が以後の国家大綱及び第5次五カ年計画に反映された(一部に相矛盾する箇所もあるが)。

1985年より1990年に掛けて世界銀行の協力も得て、ヌラテンガラ・南東スラウェシ・イリアンジャヤ地域に於ける地域開発計画を作成し、1986年から1990年の間、ヌラテンガラに於いて農業開発支援の為にプロジェクトを実施した。

NUDSに続き採り上げられたIUIDP(前述)への支援の為に、IUIDP Implementation Supportなるプロジェクトが1991年1月より51カ月の予定でオランダ政府及び世界銀行との協力の元で実施されている。

1-3-4:その他(2国間援助機関)

当該分野での2国間援助では我国の援助が最大であり、交通・上水に集中している。我国以外にはオランダ政府が国家開発企画庁BAPPENASに対しNational Regional Development Studyとして地域開発の政策面に関しての援助を、又、都市セクター、特に都市上水に重きを置いた援助を行っていたが昨年度来、両国間の援助に関する見解の相違に依り中止されている。フランス・ドイツ・オーストラリアが都市開発に援助を行っている。アメリカは都市インフラの為に1989年に500万ドルの無償供与と1億ドルのUrban Sector Loanを供与し、1990-94年の予定で地方自治体の財源の拡大と強化策等の地方財政の改善に関するプロジェクトを実施中である。カタールは1990-95年の予定で、以前に実施済みの南東スラウェシ地域開発計画に引き続き、スラウェシ全域を考慮した上で選定

された6地区を対象に総合開発計画を作成中である。

参考文献

- Indonesia Urban Sector Profile (ADB, 1984)
- Appraisal of the Secondary Cities Urban Development (Sector) Project (ADB, October 1989)

1-4. 日本の援助の実績及び今後の課題

各インフラプロジェクトに就いては、それぞれのセクターでその内容が述べられるとして、各セクター以外の総合的な都市・地域開発計画に就いての現在迄の関連プロジェクトの概要は以下の通りである。

- 東部ジャワ州総合開発計画調査(昭和50年、1975年)
- ウジエンハンタン工業団地建設計画調査(昭和51年、1976年)
- 中部ジャワ州総合開発計画調査(昭和51年、1976年)
- スマタラ西部及び北部トハ湖周辺基盤施設整備計画(昭和52年、1977年)
- 東部ジャワ州南部沿岸地域開発計画(昭和53-54年、1978-79年)
- スラバヤ都市圏都市計画(昭和58年、1983年)
- 北部スマタラ地域総合開発計画調査(昭和63年-平成元年、1988-89年)
- 南部スマタラ地域総合開発計画調査(平成3-4年、1991-92年)
- 東部インドネシア地域開発プログラム(平成3-4年度、1991-92年)

(1)東部ジャワ州総合開発計画調査

開発の戦略を“上から引き上げる”戦略と“下から押し上げる”戦略の2本立てとし、前者に就いては工業化と地方政府による計画活動の強化を、後者に対しては農村開発と水資源開発を取り上げている。同時に同地域の開発の進展の為には既に整備の進んでいる道路に加えて海運の必要性が強調され、開発の遅れが目立つ北岸及び南岸に考慮を払っている。工業化と農業開発の接点としてスラバヤを含む5つの開発拠点を設け、開発便益の享受に就いての平均化を計っている。

(2)ウジエンハンタン工業団地建設計画調査

ウジエンハンタン市を東インドネシアの開発拠点として機能させ、且つ南スマタラ州の地域開発

を促進させる為に、この地域の工業化を進展させる必要があり、その第一段階として工業団地計画が採りあげられた。フレ・フィー・ジ・ビ・リ・ティ・ステイに引き続きフィー・ジ・ビ・リ・ティ・ステイがなされ、同団地の建設は物理的・技術的に可能であり、財務分析・経済分析も良好である事が明らかにされ、プロジェクトの実施が提言された。団地の規模は約200haであり、主たる入居業種は金属・機械、窯業、食品が予想され、区画規模は0.5haから1,000m²まで、販売価格は6,500ルピア/m²が算定された。経済効果の中では、市内に分散立地する中小工場の工業団地への移転に依る都市開発に対するインパクトも検討された。

(3) 中部ジャワ州総合開発計画調査

開発の戦略を格差型成長戦略・マイナ地域戦略・チラヤツフ・枢軸開発戦略・人口戦略の合成と考え、開発優先地域として州都スマランを中心とする地域と、インド洋岸のチラヤツフを中心とする地域の2ブロックを取り上げている。両ブロックとも工業・農業を、その開発対象セクターとしている事に加えて、前者に於いては観光・都市開発・農産物加工をも対象としている。

(4) スマタラ西部及び北部トハ湖周辺基盤施設整備計画

北スマタラ州トハ湖・加高原及び西スマタラ州ミナン高地に於ける計3地点に就いて1995年に至る観光開発の為に観光の促進策、各3地区に於ける計画の提言、関連観光都市整備に関する提言、交通・施設の整備、財政的・経済的検討、行政への提言等を行った。更に、1980年から1995年迄の15年間に実施を考慮すべきプロジェクトに就いて、事業主体別に且つ概算事業費を付してリストアップされた。それらには自然保護、景観整備、文化遺産保護、基盤整備・交通ネットワーク開発、施設整備、観光拠点開発等がある。

(5) 東部ジャワ州南部沿岸地域開発計画調査

東部ジャワ州の南部に位置する県であるPacitan、Ponorogo、Trenggalek、Tulungagung、Kediri、Blitar及びMalangの一部をその調査対象としている。この地域を9つの開発ゾーンに区分けし、セクター別に調査検討された地域の状況及び開発潜在力を分析し、3つの開発戦略、即ち、プランタス川流域開発戦略・沿岸丘陵地開発戦略・中央ハルト連係開発戦略が設定され、その各々の重点地区・非重点地区の区分に9つの開発ゾーンがそれぞれ当てはめられた。開発目標としての分配・安定・成長の観点からのウェイト付けに基づいて3つの戦略を比較し、沿岸丘陵地開発戦略が最もフレイビリティの高い戦略とされ、開発ゾーンに対する投資の比率は、その沿岸丘陵地開発戦略の重点地区に最も有利になる様に決定された。予算を重点地区・非重点地区の区分に配分し、その各々に於いて個別プロジェクトを予算額の許す範囲内で優先

ルアが州政府に配布され、更にその10%が北部スマトラ地域(人口比で11%)に割り当てられるとすると、6.42兆ルアとなり、前記の6.4兆ルア或いは5.2兆ルアを賄う事は可能であると想定された。

(8)南部スマトラ地域総合開発計画

南部スマトラのジャバビ・バンゴール・南スマトラ・ランポンの4州をその調査対象とし、平成3-4年度の2年間をかけ今後20年に当該地域で実施すべきプロジェクトの選定を行った。調査手法は前記、北部スマトラ調査と同様にIDEPの方法が用いられた。今回は調査以後の実施化を考慮し、やや地域的にも金銭的にもやや小振りのIDEPも取り入れられた。

(9)東部インドネシア地域開発プログラム

JICAの在外事務所プロジェクト形成調査として、国家開発企画庁(BAPPENAS)を1側窓口として平成3年度に東部インドネシア12州(カマンタン4州、スラウェシ4州、ヌサテンガラ2州、マルク及びイリアンジャヤ州)を対象として基礎調査を行った。調査の一つの結果としてカマンタン地域総合開発計画に関する開発調査が平成4年度に1側(公共事業省 都市・地域計画局)より正式に要請された。引き続き、平成5年に上記カマンタンを除く8州の内、スラウェシを主たる対象地域として同様BAPPENASと共に第2次調査を行い、その結果として7プロジェクトが新たに提案された。その7案件の中で、“東部インドネシア開発センター”及び“貧困対策構想”の2案件を一体化し、“東部インドネシア開発支援(政策・支援)プロジェクト、Policy and Implementation Support for the Development in East Indonesia”として、BAPPENASより平成5年7月に日本側に対しJICAプロジェクト・タイプ技術協力として正式に要請された。

参考文献：

- 東部ジャバ州総合開発計画調査報告書
- ウジユンハンタン工業団地建設計画調査
- 中部ジャバ州総合開発計画調査報告書
- スマトラ西部及び北部トハ湖周辺基盤施設整備計画基本計画報告書
- 東部ジャバ州南部沿岸地域開発計画調査
- スラバヤ都市圏都市計画最終報告書
- 北部スマトラ/南部スマトラ地域総合開発計画調査最終報告書
- Preliminary Survey for Project Formation in the Eastern Part of Indonesia, 1992
- Project Formation Survey in Sulawesi Island, 1993

度順に採りあげた結果、12のプロジェクトが選ばれた。この予算額は純国内資金から継続プロジェクト用資金を差し引いた新規プロジェクト用国内資金400億ルピーに、海外よりの資金としては171億4300万ルピー(国内資金の43%に当たる)を期待し、合計で571億4300ルピーを想定している。

更に、提案されたプロジェクトの実施により当該地域の住民の所得の伸びが推計されている。プロジェクト実施に依る相乗効果が検討され、予算額の多寡に応じて最も効果的なプロジェクトの組み合わせが検討された。12のプロジェクトを実施に当たっての区分け、即ち、国内資金または外国技術援助により早急に実施さるべきもの・銀行よりの借り入れ資金で実施できるもの・主要部分のフィジビリティ調査の必要なもの・主要部分の計画のための調査が必要なもの、の4カテゴリーに依り分類している。

(6) スラバヤ都市圏都市計画

スラバヤ市を中心として半径60km圏を調査対象地域とし、計画想定年次の2000年に約600万人を扶養するに足る積極的な開発(地域の経済成長を7%とする)を前提とし、その実現に向けての、特に工業化のプログラムと、それを支えるインフラストラクチャー整備を指向している。

(7) 北部スマタラ地域総合開発計画調査

北部スマタラのアチェ・北スマタラ・西スマタラ・リアウの4州をその調査対象とし、2008年迄の20年間に上記4州で実施すべきプロジェクトの選定を行った。当該地域での開発を全国平均よりも0.8-1.0%高めの成長率を目指すものとし、従って開発に於ける"公平"・"安定"を重要視しつつも、"成長"に重きを置き、各セクター・州別に目標値が設定され、又年度別・地域別の投資係数が設定された。調査対象地域を24地区に分割し、それぞれの開発ポテンシャルを評価し、その中から15の優先開発地域を選び、最終的には11箇所に就いて、相互の機能を補いあい効果的な地域開発に貢献しうるプロジェクトの集合体である総合開発プログラム(IDEP, Integrated Development Program)を選択した。11のIDEPの内、6箇所はスマタラ西海岸に位置している。これは西海岸が従来依り東海岸に比して開発が遅れているとの理由及び、この地域が西太平洋経済圏の西への出口として考えられた事に依る。IDEPに含まれる430のプロジェクトに就いてセクター別に分類してみると工業関係57、農業・水産41、運輸40、水資源35、エネルギー26等となっている。必要投資額を目標投資係数を用いて算出すると、第5次五カ年計画期間には18.3兆ルピーであり、その内の政府資金は35%の6.4兆ルピーとなる。優先プロジェクトの第5次五カ年計画中の所要資金額を算定すると、5.2兆ルピーとなる。一方、同期間の政府開発予算は107兆ルピーであり、その中の60%に相当する64.2兆

1-5 今後の課題：

(1) 実施化指向への転換：

従来、当該分野への援助に於いてはStudy-Planning-Implementationの順で作業を考えて来たきらいがある。極めて尤もな順序ではあるが常に後続の作業が行われるであろう事を期待した上での順序であり、実際はStudy倒れ、或いはPlanning止まりの例も多い。逆にImplementationを前提にし、その為のPlanning、更にそのPlanningの有意性を確保する為のStudyと、実施化に重きを置く必要がある。

(2) 政策検討への参画：

従来、当該分野への我が国の援助に於いては政策マターは賦与の条件とされて来たきらいがあるが、今後は政策マターへ遡及し何が最も有効な援助であるかを政策レベルより判断し有限の援助を効率的に適用する事が不可欠である。

(3) 援助のネットワーク化の促進：

上記の(1)(2)項に依りImplementationとStudy(Policy Studyとする)/Planningを一体化した援助を行い、従来の中間領域(PolicyでもImplementationでも無い)に結果として落ち着き勝ちであった当該分野援助を、いわば上流域(Policy)と下流域(Implementation)に援助業務を延ばし、両域(Policy+Implementation)相俟って互いの間にフィート・ネットワークを確保する事に依り援助を実効あるものとする必要がある。

(4) 開発援助に関する長期的視野の確保：

当該分野、特に地域開発計画はその本来備えている総合性(地域且つセクター間の調整を計る)に鑑み、開発援助に関するプロジェクト情報の整理・整備、いわば開発に関する情報網の先端として機能せしめる事が肝要である。その為には単なる技術移転の一対象では無く不断のモニタリングを通じて技術協力全般に係わる情報源として考え、系統的且つ長期的取り組みが必要である。

(5) 援助の集合化への対応：

現在の多岐に亘る援助は、今後の有限なる援助リソースを考えれば何らかの整理が必要とされる時期が来よう。その場合、援助を幾つかのブロックに整理し、その中での機動的且つ有機的な援助プログラムの適用が考えられる事ともなろう。その集合化の一つの柱として地域開発計画は取り上げられる事ともなろう。

上記の5項目をまとめ、地域開発に就いてその政策面及び実施面双方を包含するJICAプロジェクト・タイプ技術協力が取り上げられる事を期待したい。

2. 土地制度の概要

(1) 土地制度の歴史

1) オランダ統治時代

土地所有制度の二重性: 土地がどの法律の適用を受けるかによって区別され、[固有の慣習法に基づく土地]と[西欧法に基づく土地]が併存していた。

現実には人種間の区別が持ち込まれ、複雑化しており、インドネシア人は慣習法の支配下、非インドネシア人(西欧人、中国系人)は西欧法の支配下にあり、土地取引等手続きを複雑にしていた。

a. 慣習法(アダット)の支配する土地

慣習法は、インドネシア社会の生活規範を成す非成文法で、民族・地方により内容が異っており、古来よりの生活規範にイスラム教の掟が加味され形成されていた。

慣習法の支配を受ける土地は、インドネシアの土地(タナ・インドネシア)と呼ばれ、アダット共同体(村落等の地縁団体(デサ)、血縁団体としての大家族(カウン)等)が一次的な権利主体である。

個人は、生活共同体の一員としての二次的な権利を認められるのみで、個人の権利は絶対的なものでなく、共同体の利益を損なわないに範囲で認められる一種の使用権であった。

従って、権利の不行使が共同体の利益を損なう時は権利が消滅した。

Ex.(アダット共同体)→ ミナンカバウ社会(大家族=一族の土地: Tanah Kaum),
ジャワ社会(村落の土地)

一次的に、村落が[村落の所在地及び周辺の土地: タナ・ウィラヤ]に直接の支配権を有しており、村有地、耕作地、所有地、事業地等に区分され、個人の利用は共同体の長の承認を得て決定され、継続的に利用されることによりその権利が承認され、子孫に相続されることになる。

(一種の既得権である)

b. 西欧法の支配する土地

西欧法(インドネシア民法典及びオランダ政庁の発した土地関係法令(1870年土地法、及び土地所有宣言等)の支配する土地で、所有権、地上権、利用権、賃借権、永小作権等に区分される。

西欧法の支配を受ける土地を、ヨーロッパの土地(タナ・ヨーロッパ)と呼び、都市及び都市近郊地域、及びオランダの経営するプランテーション地域からは慣習法の適用が排除された。

2) インドネシア独立後(1945年8月17日)土地基本法制定前

1948年 土地委員会(委員長 内務省土地局長)による制度検討が開始され、1952年法 西欧法の適用を受ける土地の取引の制限、1958年法 オランダ資本の所有していた土地の国有化及び耕作農民への配分等の後、1960年9月24日 土地基本法が制定された。

土地基本法(法律 5号/1960):(Undang-undang Pokok Agraria = UUPAと省略される)
は1945年憲法に基礎を置いており、その他、鉱業基本法(法律 11号 1967)、

石油天然ガス事業法（法律 44号/1960）、森林基本法（法律 5号/1967）が関連し、土地に係る権利を規定している。

法律上の土地とは、地表、地表下の土地本体、内水面、領海、領空を含む広い定義づけがなされている。

（2）現在の土地制度

1）土地基本法の骨子

- a. オランダ統治時代の二元的土地制度を廃止し、慣習法に基づく単一法体系に統合する。
- b. 国民全体が有する土地等に対する最高支配権。
- c. 国家の、土地（土地、水、空間及びこれに含まれる天然資源）に対する最高管理権。
- d. 慣習法に基づく特定集団の権利は、国家の利益・原則に反しないかぎり公認する。
- e. 土地等は土地基本法に基づき国家が管理し、国民等に利用に応じて権利を与える。
- f. 土地の所有権は、インドネシア人に限り認める。
ただし、インドネシア国籍を有する者であれば、純インドネシア人と外国人の子孫であるインドネシア人の区別はされない。
- g. 土地に対する権利は、社会的機能を有する。

2）権利の体系

- a. 国民全体が有する全国土の土地、水及び上の空間に対する最高支配権
- b. 国が有する全国土の土地、水及び上の空間と天然資源に対する最高管理権
- c. アダット共同体が有する周辺土地支配権
- d. 個人又は法人が土地、水及び上の空間に対して有する権利
 - ① 個人又は法人が土地に対して有する私権
 - ・法に定める所有権、事業権、地上権、使用権、賃借権、開墾権、森林資源伐採権等
 - ・その他法53条の暫定的権利：アダット上の質権、農地賃借権、分収小作権、滞在権等
 - ・他の法律で定める権利：森林基本法の森林開発権、鉱業法の鉱業権、住民鉱業権、漁業法の分収漁業権等
 - ② 個人又は法人が水面及び上の空間に対して有する私権等
 - ・水利権、漁業権、空間利用権、担保権等

3）権利の概要

- a. 所有権
 - ：土地に対する完全で強力な権利。
 - ：相続及び譲渡可能。
 - ：インドネシア国民及び特定の法人の本来の業務に使用される場合設定され得る。
 - a. 宗教団体 (Badan keagamaan) b. 社会福祉団体 (Badan sosial) c. 国立銀行 (Bank negara) d. 農業協同組合 (Perkumpulan koperasi pertanian)
 - ：登記を必要とする。
 - ：担保価値を持ち抵当権の設定が出来る。
 - ：権利移転に関し別途政令が制定されることとなっているが、未制定のため各地の慣習法、及び1954年法24号が有効で、土地庁長官名の承認書が必要。

b. 事業権

- : 最長25年 ただし、事業内容により35年まで認められ、25年以内の延長が出来る。
- : 農業、牧畜、漁業のために国有地を使用する権利。
- : 最小 5ha, 25haを超える時は事業内容が吟味される。
- : 譲渡可能な権利。
- : インドネシア国民及びインドネシアの法律に基づき設立され、インドネシアに住所を有する法人に限定される。
- : 政府の発行する事業権付与決定書の交付により成立。
- : 登記を必要とする。
- : 担保価値を持ち抵当権の設定が出来る。
- : 資本の全部又は一部が外国資本である法人は、国家建設に関する法律の規定により必要と認められた時に限り権利を取得する。

c. 建設権

- : 最長30年、20年以内の延長が出来る。
- : 建築物等を建設し所有するために国有地及び私有地を使用する権利。
- : 譲渡可能な権利。
- : インドネシア国民及びインドネシアの法律に基づき設立され、インドネシアに住所を有する法人に限定される。
- : 国有地については、政府の発行する地上権付与決定書の交付により成立。私有地については公証人又はその地の権限ある公務員の面前で署名した公正証書による契約により成立する。
- : 登記を必要とする。
- : 担保価値を持ち抵当権の設定が出来る。
- : 資本の全部又は一部が外国資本である法人は、国家建設に関する法律の規定により必要と認められた時に限り権利を取得する。

d. 使用権

- : 期間は不定。
- : 土地を使用又はその産物を取得するために国有地及び私有地を使用する権利 (賃権)。
慣習法上各地に様々な使用権が存在しているものを総括。
- : 国有地については、政府担当部局の発した決定。私有地については土地所有者との契約により定められた権利及び義務を有する。
- : 国有地の使用権譲渡に際しては、政府の許可が必要。私有地の使用権譲渡は契約条項による。
- : インドネシア国民、インドネシアに住所を有する外国人、インドネシアの法律に基づき設立され、インドネシアに住所を有する法人及びインドネシアに代表者を有する外国法人。
- : 担保価値を持たない。

e. 賃借権

- : 期間は不定であるが短期が想定されている。
- : 建物所有のため賃料を支払い私有地を使用する権利。
- : インドネシア国民、インドネシアに住所を有する外国人、インドネシアの法律に基づき設立され、インドネシアに住所を有する法人及びインドネシアに代表者を有する外国法人。

f. 開墾権

: 別途実施法令を定める事になっているが未制定。現実には慣習法の支配下にある。

g. 開発管理権

: 1965年土地大臣(Ministry of Agrarian Affairs)規則 No.9 により、政府機関及び公的機関が業務遂行上または国有地の管理上必要な場合に付与される権利である。

: 1965年土地大臣(Ministry of Agrarian Affairs)規則 No.9 の修正により、開発管理権は1974年土地大臣(Ministry of Agrarian Affairs)規則 No.5(企業用地の供給についての規定)に適合する企業にも与えられるようになった。

: 権利設定の目的

- ・ 土地の配分及び利用の調整をする。
- ・ 当該機関の責任において利用する。
- ・ 他者に土地利用, 期間及び融資措置等企業の条件にしたがって権利移転すること。

4) 課題

a. 関連法令の整備

必要関係法令が未整備であり、且つ、土地基本法の基礎をなす慣習法が非成文法のため、正確に捕捉されていない。(アダットの調査が必要とされている。)

b. 土地登記の徹底

権利公示のための土地登記が極めて不十分である。(1961年政令第10号土地登記規則)

c. 土地公図の未整備

権利の対象である土地の位置等の表示が全く不十分である。

[別表] 個人又は法人の土地の権利 (恒久的性格を有する権利)

権利名	目的 所有形態	対象地の	期間	規模上限	権利者の資格	移転 価値	担保
所有権 Hak Milik				地域地目 により区 分される	WNI(インドネシア人) ¹ 国営銀行等一部認 可企業のみ	可能	有り
事業権 Hak Guna Usaha	農業漁業 牧畜の営 業	国有地	25年,35年 25年の延長 可	5ha以上 25ha以上 は要件有	WNI(インドネシア人) ¹ インドネシア法人 大規模事業を前提	同上	同上
建設権 Hak Guna Bangunan	建物の建 築及び所 有	国有地 又は 私有地	30年 20年の延長 可		WNI(インドネシア人) ¹ インドネシア法人	同上	同上
使用権 ² Hak Pakai	有償及び 無償	国有地 又は 私有地	不確定 実態上10年		WNI(インドネシア人) ¹ インドネシア法人 ² インドネシア居住の外国 人	同上 ⁴	
賃借権 Hak Sewa Untuk Bangunan	地代を 伴う土 地利用	国有地 又は 私有地	不確定 短期が想定 されている		インドネシアに代表者 を有する外国企業		
開墾権 Hak Membuk Tanah	土地の 開墾	政令未整備 : 慣習法の支配下			WNI(インドネシア人) ¹		無し
森林資源伐採権 Hak Menungut Hasil Hutan	森林資 源の伐 採	政令未整備 : 慣習法の支配下					

- ¹ WNI:Warga Negara Indonesia,二重国籍者を除くインドネシア国籍を有する者。
所有権は法定相続人が居ない場合は一年の猶予期間の後、国に権利帰属(強制買収)
- ² インドネシア法人: インドネシアの法律に基づく法人で本社をインドネシア国内に持つ者
- ³ 賃借契約、農作物分収契約によらないもの
- ⁴ 国有地については国の許可

土地の権利 (一時的な権利)

権利名	
アダット上の質権 Hak Gadai	担保預託金により取得する耕作・建設権(7年を限度とする)
分収小作権 Hak Usaha Bagi Hasil	収穫を分配する契約を基に地主より与えられる耕作権
滞在権 Hak Menumpang	金銭を伴わない滞在権
農業用賃借権 Hak Sewa Tanah Pertanian	金銭を伴わない耕作権

その他の権利

権利名	
空間利用権 Hak Guna Ruang Angkasa	上の空間に対する権利: 空間のエネルギー及び資源を土地・水・これらに含まれる天然資源の開発事業に利用する権利。
担保権 Hak Hipotek	所有権、事業権、地上権に設定される
森林開発権 Hak Pengusahaan	森林開発を行う権利
鉱物資源採掘権 Hak Pertambangan	鉱業基本法(1967年法第11号)
土地開発管理権 Hak Pengelolaan	開発計画の策定及び事業実施期間における土地利用開発管理の権利 中央省庁、地方自治体、公社・公団等に使用権(Hak Pakai)、 建設権(Hak Guna Bangunan)を与える。(土地省令1965年第9号)

- 森林開発権(Hak Pengusahaan) : 森林開発を行う権利,
- 鉱物資源採掘権(Hak Pertambangan) : 鉱業基本法(1967年法第11号)
- 土地開発管理権(Hak Pengelolaan) : 開発計画の策定及び事業実施期間における土地利用開発管理のため6年間に限り中央省庁、地方自治体、公社・公団に利用権を与える。

(3) その他土地所有関連事項

1) 面積制限 (一家族又は一法人が上記権利の対象とする土地 (都市部以外) の最大及び最小面積)

a. 一家族の農地面積制限に関する政令

1960. 政令 56号 :Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-undang No.56/1960 tentang Penetapan Luas Tanah Pertanian

法人の支配地及び国有地に設定された事業権, 地上権, 使用権は対象外

地 域	水 田	水田以外の 農地面積(ha)
・人口希薄(~ 50人/ km ²)	15	20
・人口過密		
低(51人 ~ 250人/ km ²)	10	12
中(251人 ~ 400人/ km ²)	7.5	9
高 (400人/ km ² ~)	5	6

- : その他個別条件による修正要件があるが、最大所有農地面積は20haである。しかし各家族の申告申告に因っているため実態の正確な捕捉が出来ていない。
- : 過剰分は国が強制買収し、耕作農民に分配される。(農地改革的性格)

b. 不在地主農地の土地の強制買収 (農地改革的性格)

例外規定 : 隣接地域に居住する者で土地改革委員会が認める者

:公務員、軍人、国営企業職員及び農業大臣の認めた者は最大面積の2/5迄割増。

c.都市部の土地所有制限(内務大臣通達 No.65/DDA/1979)

面積に係わらず画地に制限される。それ以上の画地を所有する時は許可が必要。
(実際にはノーズロの様である。)

2) 土地登記

土地登記に関する政令(No.10/1961)に基づき実施されている。

- a.登記事項: 土地の表示・所在、実測面積、図面、権利の内容及び権利移転に関する事項、権利証書の付与に関する事項
- b.登記事務: 土地庁の県・市事務所が事務を所掌し、2000m²未満は地方政府で処理され、2000m²以上は中央政府に上がり処理される。

公式の移転登記手数料は、1000ルピア/画地(農村部),10000ルピア/画地(都市部)であり、相続による登記手数料は100ルピア/画地(農村部),1000ルピア/画地(都市部)であるが、現在手数料の見直しが検討されており、近々変更される予定である。

しかし、実際手続きに際しては、必要書類、図面の作成等費用等が必要で、公式手続きのみでは相当期間を必要とするようである。(1~2年)(促進費が必要であるらしい)

土地登記の必要性に対する一般の認識は低く、ローンを設定する等の場合を除き、土地登記の必要性を認めていない。また、土地権利移転に際しても、登記されることは非常に少ない。

注) 都市部とは都市計画(Rencana Tata Ruang Kota = RTRK)が策定された地域を言う。

c.課題等

・公図の未整備。

世銀の融資により航空写真地図(Foto-map)の作成が進められ、現時点で300都市地域のうち100都市地域について完了しているとのことである。

今後、図面化(Line-map)(1/1000)を図る計画であるが、予算的な制約が大きく進展は捗々しくない。

・土地権利関係の捕捉が困難

ジャワ以外では権利関係の捕捉が非常に困難である。

通常は村長が、伝統的に誰が所有者であるかを把握しているとのことであるが、都市地域では移動が激しく充分捕捉できないのが実態であると言う。

登記については、都市地域の10~15%を完了した程度とのことである。

3) 土地の区分

土地の所有形態、利用形態等により、土地は下記のように呼ばれる。

a.国有地(タナ・ネガラ: Tanah Negara)

b.所有地

所有地は、所有権登記のされた土地（タナ・ミリック：Tanah Milik）と、登記がなされておらず、ギリック（Girik）と呼ばれる納税証明書のある土地（タナ・ギリック：Tanah Girik）に区分される。

c. 村有地

慣習法に基づき、村が支配する村落所在地及び周辺の土地（タナ・ウィラヤ：Tanah Wilayah）で、構成員は集団の認知の基に種々の権利を有する。（所有権、使用権等）Tanah Usaha（事業地）Tanah Gogol（耕作地）等村は中央政府等の予算配分を受けないため、歳入基盤としての村有地が存在する。歳入基盤としての村有地には二種類あり、村長等村職員の収入基盤となる土地（タナ・ブンコック：Tanah Bengkulu）及び、村の歳入基盤としての土地（タナ・デサ：Tanah Desa）がある。

d. 占拠地

無許可使用地（不法占拠地）を、タナ・ガラパン（Tanah Garapan）と呼び、不法に使用されている状態の土地を言い、土地に関する権利ではない。

当初は、農村地域において、慣習法に基づき暫定的に耕作の用に供されていた土地を指していたが、時間の経過とともに権利関係が曖昧になり、権利を持たない者が当該土地を売却する等により混乱をきたした。

購入した者は何らかの売買証明書を有している場合が多く、無視出来ない状況になっているものが多い。

都市部においては、スクウォッターと呼ばれる不法占拠者に占有されている土地を指している。

(4) 土地買収等補償

公共事業の用に供する土地の買収は、土地の最高管理権が国にあることにより、土地権利の解除又は国への返還と言う感覚で、インドネシア語では Pembebasan Tanah（土地権利返還、解除）と呼ばれている。

土地買収等補償額は、土地の権利等に応じて 1補償価格 × 2価格割合 により算定される。

ジャカルタ特別州の場合、土地収用法（法律第20号/1961年）に基づき、ジャカルタ特別州の損害補償評価委員会に関する土地大臣決定（1962年）を基礎とし、ジャカルタ州知事規則（1972年ジャカルタ州知事規則第11号）により、公共施設の用に供する土地買収に伴う補償金額は、関係機関職員等（土地庁事務所、知事の任命する州職員、大蔵省事務所、地方議会議員、公共事業省事務所等）で構成される委員会（9人委員会 = Panitia 9）により算定される。

一方、民間開発事業の場合は交渉価格となり、この額を相当上まわるようである。

1) 土地補償金額 土地価格、権利形態及び権利割合に応じて決定される。

a. 土地価格の分類

土地価格は大きく3種類に分類される。

・基礎価格（Basic Land Price = Harga Dasar）

公共施設の用に供する土地買収価格で9人委員会により決定される。しかし法律上の強制力は無く勸奨価格である、と言われている。(実態はかなり強制力を持つようであるが、不明)

- ・土地建物税評価額 (Land Price for Taxation = Nilai Jual Obyek Pajak)
- ・市場価格 (Market Land Price=Harga Tanah Dual dan Beli)

b. 土地補償金額の算定

ジャカルタ州知事規則によれば、土地買収価格は権利形態・状態により次のように算定される。

所有権 (登記済)	; 100 %
" (未登記)	; 90 % (ギミック状態の土地)
事業権	; 80 %
開発権 (登記済)	; 80 %
" (未登記)	; 70 %
使用権 (3年契約)	; 35 %
" (6~10年契約) (登記済)	; 60 %
" " (未登記)	; 50 %
賃借権 (民有地)	; 50 %
賃借権 (国有地、地方自治体所有地)	; 40 %
未許可使用地 (タナ・ガラパン) (民有地)	; 40 %
(国有地、地方自治体所有地)	; 25 %

タナ・ガラパンにたいする補償は、土地に対する補償ではなく、移転に伴う生活補償として認識されている。タナ・ガラパンは国有地等官有地及び民有地ともに存在し、本来所有者は登記の有無に応じて100%~90%の補償を得る。

タナ・ガラパンにも差があり、電気の引き込みを認められている者 (PLN: 国営電力会社)、住民登録の居住地として認められているもの (住民登録に際しては、住居が特定されなければならない。) 等、公的機関が居住を認定しているものは、そうでないものに比較し、居住権が強いとされている。

2) 建物及び施設に対する補償

床面積 × 構造別基礎単価 × 減価率 = 建物補償額

植木、井戸、垣根等に対する補償は個別に評価され、建物補償に加算される。

3) 最近のジャカルタ州土地価格の推移

過去十年の土地価格の上昇は、平均すると15% 年程度であったが、ここ数年外国資本の参入等による再開発等建設投資が盛んに行われ、日本の土地価格上昇と構造的には類似した、買換えによる優良土地価格の急激な上昇が認められている。

商業地等には土地投機が行われており、実取引上300～400%/年の土地価格の上昇が認められる。住宅地のうち、新規開発地については90%/年の土地価格の上昇が認められる。

公式の資料で、土地価格の現在の推移を補足しうるものはなく、実務として土地補償価格の交渉に当たっての実感、公証人等よりの報告等により捕捉しているに過ぎない。

PBB（土地建物税）のデータ取りまとめも時間遅れが大きく、現時点の土地価格推移を捕捉する資料とはならない。

一般的に公表された利用可能なタイムリーな地価データは無く、関係機関内に収集されるに止まっているように思われる。

(5) 土地・建物税：PBB = Pajak Bumi Bangunan (Land and Building Tax)

1) インドネシアの税制度体系

a. 旧税制度

- 旧法人税法(1925年)
- 旧所得税法(1944年)
- 旧販売税法(1951年)
- 旧MPS/MPO税法(1967年)
- 旧利子・配当・使用料税法(1970年)
- 旧財産税法(1932年)
- 旧印紙税法(1921年)

b. 新税制度

- 国税通則法(1983年)
- 所得税法(1983年)
- 付加価値税・奢侈品販売税法(1983年)
- 土地・建物税法(1985年)
- 印紙税法(1985年)

c. 改正点

- ・賦課課税制度 → 申告納税制度、
- ・税制度の簡素化
- ・税率の引下げ、補足率の引上げ→税の増収を図り、石油関連収入への過度の依存より脱却

2) 土地建物税の概要

法律 12号/1985年 (Undang-undang No.12/1985)により規定されている。

a. 所有権、事業権、利益を得る権利を、土地及び建物に有する者が負担する。

土地・建物の規模の調査

建物の使用材料の調査

建物の状態調査

使用機械

販売された価格

国税事務所評価チームによる査定される。

→ 土地価格データの一つとなるが、申告の信頼性の低さ、及び時間遅れが大きいため、都市部における利用価値は低い。

b. 課税対象

土地（地表、地下）、建物（土地、及び水上に固定された技術的建築物：建築物、工作物（有料道路、水泳プール、運動グラウンド、贅沢な公園等を含む）に課税される。

c. 旧財産税(1932年)、地方開発納付金(IPEDA)、世帯条例、土地権利条例、道路税条例等は廃止され、課税対象が土地と建物のみ限定された。

d. 国税であるが、90%は地方政府(レベルI:20%, レベルII:80%)収入に、10%は国庫に収められる。

e. 1月1日現在の土地・建物の販売価値（平均的取引価格、または推定取引価格）を基準とし、政府の定める一定割合（現行20%）を乗じ被課税販売価格を算定し、税率0.5%を乗じて課税額を定める。

$$\text{販売価値} \times 20\% \times 0.5\% = \text{課税額}$$

: 課税対象物の価値 = NJOP : Nilai Jual Obyek Pajak

: 課税対象価値 = NJKP : Nilai Jual diKenakan Pajak

f. 350万 Rp./棟以下は免税で、それを越える金額部分を基準値とする。

g. 課税対象金額は販売価値の20%～100%の範囲で、政府規則により定められる。現在は政府規則第46号/1985年により20%と定められている。

h. 免税対象者

- ・ 宗教、会社活動、保険、教育、文化活動等非営利目的の公共サービスに利用されるもの、
- ・ 墓所、考古遺跡等
- ・ 保護森林、自然保護指定地、観光森林、国立公園、農村管理下の牧草地、権利未確定の国有地
- ・ 外交公館、領事館、及び国際機関の代表部

i. 販売価格は3年毎に見直されるが、値上がりの激しい地域については毎年見直される。大臣により3年ごと（特定の地域は1年）に課税対象の販売価格が決定される。県・市単位で施行される。（ジャカルタは州単位）

j. 納税者は報告書を提出し、国税総局長は課税通知書を発行する。

: 課税対象に関する報告書 (SPOP) (報告書の送付を受けた者=納税者により作成される課税対象に関する資料で、送付を受けないものは報告義務はない。)

: 税に関する通知書(SPPT)(報告書に基づき交付される課税通知)

k. 過渡的措置

従来の地方開発納付金 (IPEDA)、資産税(PKK)、道路税、及び世帯税(PRT)は1990年末まで実行される。

3) その他

a. 権利移転、土地譲渡にかかる税金

土地の権利移転に関しては、直接課税されないが、権利移転に伴う登記手数料が課せられる。(料金：都市部については一件当たり 10,000 Rp, 農村部においては一件当たり 1,000 Rp) 土地相続に係る登記手数料は、(料金：都市部については一件当たり 1,000 Rp, 農村部においては一件当たり 100 Rp)

注) 都市部とは都市計画 (Rencana Tata Ruang Kota = R T R K) が策定された地域を言う。

土地処分収入は直接課税としてではなく、所得税に算入され課税される。所得税の税率は、総収入額より毎年政府が決定する非課税額を控除した課税対象収入の 15% である。

26. 放送

岡本幸雄専門家
情報省大臣官房
研究開発委員会
花井 孝専門家
丹羽 甫専門家
インドネシア国営テレビ
下地 昇専門家
情報省ラジオ局

1 激動期を迎えた放送界の現状

インドネシアの放送界は今、激動期を迎えている。その要因としては二つのことが挙げられる。第一は外的要因で、CNNやスターTVに代表される越境TV番組が、ここインドネシアでもバラボラアンテナの普及によって多くの人々に見られるようになったということである。インドネシアは1991年の情報大臣令によってオープン・スカイ・ポリシーをとっており、特にインドネシアだけを対象として送り込まれてくる電波を除いては、すべての外国からの放送の受信を許可している。インドネシアは、その広大な国土全域への番組配信の必要から1976年にいち早く通信衛星バラバを打ち上げたという衛星先進国としての自負があり、1995年には、新しいバラバCシリーズの打ち上げも計画されている。こうしたことから、バラバ衛星のトランスポンダの外国へのリースも睨んで、TV電波の国際交流自由化をうたいあげているという面もある。現在、インドネシア国内には、およそ40万のバラボラがあると推定されており、安いものでは既に価格が100万ルピアを切るものも現れているため、この数は、こんご更に急増することが予想される。バラボラのない家庭でも、マレーシアやシンガポールに近い地方では、通常アンテナによってでも外国の番組を受信することが可能であり、インドネシアの放送界にとっては、それらの影響、さらには対抗策が課題となっている。こうした外圧にたいする、内的要因としては、急増する民放の誕生が挙げられる。従来、民放はTVRIの施設を使って放送していた教育局のTPIを除いては、その所在する地域むけの放送しか許可されていなかったが、1993年夏からは、RCTI、SCTVなど他の民放も全国放送が許されるようになったため、TVRIを交えての激しい視聴率競争が始まっている。こうした中で情報省は、既に放送衛星によるDBS（直接受信）構想を打ち出しており、早ければ1995年にもそのための衛星が打ち上げられそうである。ところで、増加する民放局にたいして、国営放送側でも今、水面下で、革命的ともいべき動きが進められている。つまり、かねてより、情報省へ派遣された歴代のJICA専門家が提唱してきたラジオ局とテレビ局の統合も含めた、国営放送局の公営化計画である。テレビ局は元来、大統領直轄のYayasan（法人）であったが、70年代初めから、Yayasanの形態は残したまま国営化された。ところが、受信料の徴収だけはYayasanの権限になっているため財政上複雑な関係になっている。これを

改め、すべてを一体化した新しい組織として公営化しようという計画である。これについては、早ければ第6次5カ年計画が始まる1964年度中にも実現されるということもいわれており、本格的な公共放送と民放の並立時代が正に訪れようとしている。

このような激動期を迎えた放送界を整理統合するために、現在、放送法の草案作りが行われている。インドネシアにはこれまで、放送法がなかったため、TV RRIの受信料ひとつをとってみても、その徴収の根拠は大統領令という規制力の弱いものに頼らざるをえなかった。また現在、ニュースはテレビ、ラジオ共に国营放送局の流すものを、各民放局は受けて同時放送しているが、ニュースの独自放送を許可してほしいという民放側からの要請は強く、この点にかんしても放送法はなんらかの回答を出すのではないかと見られている。いずれにしても、新放送法はインドネシア放送界の進路を方向づけるものであるだけに、いかなる内容が盛り込まれるのか大いに注目されるところである。

(2) 独立24日後に誕生したRRI

インドネシアの放送の歴史は、オランダの植民地時代の1925年までさかのぼるが、この国が独立国になってからということになると、1945年8月17日の独立から、わずか24日後の9月11日に国营ラジオ局RRIが設立された時をもって始めとすべきであろう。当初はジャワおよびスマトラの主要都市8放送局から短波によって放送されたが、1960年代の終わりには全国49の都市に短波放送局が出来るまでに拡充された。しかしながら、ジャカルタ以外の地方放送局は小電力で、かつ50年代の老朽機が過半数を占め、また短波帯の周波数事情と電波伝搬特性のため放送局周辺をのぞいては、満足な受信ができない状況であった。このため中波の導入が計画され、1976年から日本および欧米諸国の経済援助を受けて中波送信所が大々的に整備され、インドネシア東部のイリアンジャヤ等の地域を除き主要都市周辺では中波放送を聴取出来るようになった。現在では、ローカル地域の、都市から遠くはなれた地域や離島等へのサービスをも行うため、都市周辺の放送は中波、辺地離島向け放送は短波を使い分けた混合型の放送形態をとっている。

RRIはジャカルタでは全国向けの番組1と首都圏向けの番組2の計3つの番

組を放送している。ジャカルタの送信所は2ヶ所あり、ジャカルタ周辺地域にたいしては中波およびFMで、また全国向けには短波で放送を行っている。さらに国内通信衛星バラバの中継回線（電話回線規格）を借用し、各地方局に番組中継を行っている。ジャカルタ以外の地方局では2波もしくは1波で放送をおこなっている。放送時間はイリアンジャヤの3局を除いては24時間放送を実施している。各地方局の放送時間の20%程度はジャカルタ発のニュース及び政府広報番組を中継しているが残りの80%が自主制作番組となっている。ニュース及び政府広報番組は、政府の命令によりRRI以外の放送局でも全国同時中継されている。番組内容は、教養・娯楽番組が45%、ニュース・報道番組が25%、教育宗教番組が20%、その他10%となっている。またRRIは国内放送のほか、短波による国際放送をジャカルタ及びメダンの送信所から1日12時間、10言語で放送している。ちなみに、国内放送のカバレッジは面積比で65%、人口比で80%である。

RRIは全国に49の放送局を持ち、その職員数は8789人となっている（1993年10月現在）。その他の放送局としては、商業局が534局、大学や宗教団体などの非商業放送局が133局、中央・地方官庁放送局が14局ある。首都ジャカルタには各種放送局が30局以上あり、この国の放送がまだラジオに頼る部分が多いことを物語っている。ちなみにラジオ受信機は全国で4000万台以上普及しており、各家庭に1台はあることになる。RRIは受信料をとっておらず、主な財源は税金による政府補助金であるが、そのほかに商業放送も認められている。

（3）過当競争時代に入ったTV界

インドネシアのTVは1962年にジャカルタでアジア大会が開かれたのを機会に国営TVRIが開局し、しばらくは独占時代が続いた。しかし、ここ数年来、相次ぐ民放局の開局、越境外国TV番組の侵入等によって、にわかにTV界は激しい過当競争時代を迎えたと言えよう。

TVRI開局後14年目の1976年、通信衛星バラバの打ち上げによって、全土へのネットワーク網を強化するとともに、PAL方式によるカラー放送も、この年に開始された。現在、TVRIは全国に12のネットワークを持ち、国土の40%、人口の67%をカバーしている。テレビの受信機台数は約1,100

万台（1990年）と言われ、農村部では集団視聴設備が約54,000台設置されており、全国民の55%強の1億人がテレビをみていると推定されている。東カリマンタン、その他の僻地では、受信・送信設備がないので、パラバ衛星の電波が受けられるパラボラを州政府が各村に設置し、住民が集団視聴できるように計らっている。娯楽も少なく、近隣とのつながりが強いインドネシアでは、統計以上に多くの人々がテレビを享受していると思われる。

TVRIは、1989年4月から、第2放送（プログラム2）を首都圏対象に放送開始し、英語ニュースやローカル・ニュースなど、全国放送とはひと味違った放送をしている。このチャンネルは将来、バンドン、スラバヤ、メダンなど全国の主要都市にも放送網を広げていく計画を持っている。

TVRIの放送時間は月曜から土曜までは午後2時30分から深夜0時半まで、日曜は午前8時から深夜0時半までとなっている。首都圏対象のプログラム2は毎日午後4時30分から夜22時まで放送している。全国放送の放送内容は教養・娯楽が44%、ニュース・情報番組が28%、教育・宗教が28%、その他が2%という割合である。これらの番組のうちジャカルタの中央局が制作する全国共通番組は80%、残りは各ローカル局の自主制作となっている。全国のTVRI職員数はおよそ6,500人でRRIよりも少なく、このアンバランスをどう是正するかはラジオ局とテレビ局の統合問題とからんでインドネシア放送界がかかえる大きな問題点の一つである。

TVRIの財源の80%は受信料収入によってまかなわれている。残りは6%が国庫からの財源、3.6%が教育局TPIへの施設等のリースによる使用権収入、9%がイベント収入となっている。TVRIも発足当時はコマーシャルが認められていたが、現在の主力財源は受信料であり、その確保はTVRIの死活がかかっている。徴収は在来、郵便局を通して行われていたが、1991年に大統領の娘を社長とする集金会社ができ、受信料の徴収を行おうとしたが、うまく行かず、現在はTVRIの親組織であるYayasanが集金業務を行い、集金人による直接徴収と銀行・郵便局を通じての間接納入の併用制をとっている。料金はテレビのサイズ、種類によってことなり、白黒テレビでは16インチ以下が月額1,000ルピア、16インチ以上は3,000ルピア、カラーになると16インチ以下は4,000ルピア、16インチから19インチまでは5,000ルピア、

19インチ以上が6、000ルピアになっている。受信料の収納率は公称65%から75%といわれているが、実態は50%に満たないのではと見られており、受信料制度の法的確立と効率的な徴収方法の検討が必要である。

インドネシアの商業TV放送は1989年4月にジャカルタに開局したRCTIによって口火を切られた。この局は大統領の次男を社長とするビマンタラ・グループを株主とし、当初は放送にスクランブルをかけたペイ・テレビ方式をとっていたが、契約者数の伸びが思うように行かず翌年からはコマーシャルによる運営に切り替えた。1990年になると、スラバヤにSCTVが開局した。この局も経営は大統領の一族によって握られている。1991年にはRCTIがバンドン、SCTVがデンパサールに、それぞれ新しい局を開設したが、この年にはまた、教育TV局TPIが、これもまた大統領の長女を社長として開局された。TPIは国営TVRIの全国にある施設を借り受け、当初から全国放送を行い、現在はTVRIが放送していない空き時間の午前6時30分から午後1時30分までの時間帯で放送している。1993年には更にスマトラのランブンに第4の民放局AN-TVが開設されたが、この年の8月からは、かねてから要望の強かった民放の全国放送が解禁となり、各局とも競って全国主要都市へ進出・開局し、激しい視聴率争奪合戦が繰り広げられるようになった。民放局に全国放送を許可するようになった理由の一つとしては、従来、各民放局が、その本拠地の局から支局へバラバ衛星を經由して送っていた番組は、各家庭でもバラボラを設置することによってすでに、全国で受信できていたため、規制の意味がなくなっていたことが挙げられる。政府の認可を受けている、このほかの民放局としては、すでに1994年に開局の運びになっているジャカルタを本拠とするインドシアールTVのほか、ジャワ島のジョグジャ、スマラン、スマトラ島のバタン、パレンバンに設置予定の5局があるが、ジョグジャ、スマラン、バタンの3局は開局を前にして、すでに競争から脱落し開局免許を返還することになったと報道されている。

このようにインドネシアでは、活字メディアを交えての激しい広告料の奪い合いが始まっており、広告市場の全体のパイを考えると民放局の存立は既に飽和状態にちかいかとも考えられる。

乱立する民放局にとっての、もう一つの問題は厳しい財政状態のなかで、制作

経費削減の意味から調達番組への依存度が高まるという点である。これは、国営局TVRIにも当てはまることであり、現在、TVRIの番組は80%が自主制作、20%が外国からの調達とされているが、実際は調達番組の比率はもっと高く、情報大臣は一部を国内の民間制作映画に振り替えるように指令を出している。しかし、そうなると国産映画の値段が上がり、安い外国番組を買わざるを得ないという状況は今後も変わりそうがない。こうして、インドネシア国民は越境TVによる空からの外国番組ばかりではなく、各放送局が経費節約のために購入する外国番組の洪水にも見舞われており、文化侵入の危機という点で、今後の放送界の取り組むべき今一つの課題といえよう。

(4) 衛星が放送を変える

現在、インドネシアは通信衛星バラバBシリーズの3個の衛星B2P、B2R、B2Cを運用している。このうち放送用に使用しているB2Cには24のトランスポンダがあり、インドネシア国内の放送だけでなく、アセアン諸国、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドなどにもリースしている。このバラバBシリーズは国営のPTテレコムが実際の運用に当たっているが、1995年8月頃に打ち上げが予定されているバラバCシリーズは、1993年1月に設立されたPTサテリンドが運用することになっている。PTサテリンドは、ビマンタラ・グループのほかPTテレコム、PTインドサットが出資しており、衛星の製作はアメリカのヒューズ社が当たり、打ち上げはフランスのアリアンスペース社のロケットによることが決まっている。バラバCシリーズはKuバンドとCバンドの両方が使える48のトラポンをもつといわれている。20世紀末にはアジア太平洋地域で400のトラポンのニーズがみこまれており、既にアメリカのパンナムサット社は大西洋にある1号衛星について、2号衛星を太平洋に打ち上げる計画を発表するなど、この地域での衛星トラポンのリースをめぐる競争の激化が予想される。インドネシアにおける衛星ビジネスとしては、この他に、やはりビマンタラ・グループが一枚かんで1991年に設立されたPTパシフィックが、ご用済みのバラバBシリーズの再生利用を行おうとしている。この会社はすでに1992年にバラバB1を東経140度付近の日本の二つのCSの間に移動させ混信問題を起こしているが、バラバCシリーズの打ち上げによって、不要となるバラバBシリーズの再生利用を計画していると言われている。

以上の通信衛星の他に、インドネシアは近年中に放送衛星を打ち上げてDBS（TVの直接受信）を行うことを公にしている。その詳細についてはまだ明らかにされていないが、消息筋によれば、この衛星にはトラボン10基が搭載され、すでにその配分もTVRIのほか、TPI、RCTIをはじめとする有力民放の間で決まっているとも言われている。そして、ここにもビマンダラ・グループの名前がちらほらと浮かび上がっている。この放送衛星は、ただ単に小型パラボラ（直径1米、価格100ドルを目標）による放送の受信を可能にするばかりでなく、将来的にはハイ・ビジョンやケーブル・テレビなどの、この国にとっての情報革命に結びつくものと見られており、放送界の地図を大きく塗り変えるものと考えられる。さらに、もう一つつけ加えるならば、与党ゴルカールの党首となったハルモコ情報大臣が既に、明らかにしている大テレビ塔の建設計画がある。この計画はまったくの民活で行われるだろうといわれ、情報省幹部に聞いても、わからないという答が返ってくるばかりである。ただ、これだけの大事業を始めると、資金調達その他で、背後に巨大な政治力が必要と思われることから、これを手がけられる民間資本はおのずと限られてくる。

（5）放送の発展と援助

インドネシア政府は1969年を初年度とする開発5カ年計画をたて、この計画に合わせて、国の発展の原動力となる人的資源開発の為の教育の普及、中でもインドネシア語の普及や国家理念の浸透、人口抑制の為の家族計画の啓蒙などを視野にいれながら放送事業の再建にとりかかった。

（a）第一次5カ年計画時代（1969/70-1974/75）

1970年12月、インドネシア政府はIGGI（インドネシア援助国会議）に放送網拡充計画を提出した。この計画の1部のために、日本政府は経済協力の一貫として、次のような円借款を1972年度から1974年度にかけて実施した。これはインドネシアの放送事業に対し日本が展開した最初の大型プロジェクトであった。

1972年度

案件名： 放送網拡充中波ラジオとテレビ

借款額： 36,57億円

プロジェクト地点：

ラジオ ジャカルタ, スラバヤ, メダン
中波送信所の建設とスタジオ機器の新設(1976年完成)
テレビ ジャカルタ, ジョクジャ, ナグラク, チレボン,
ガンテウンガン, ゴムベル
送信設備の更新(1976-78年完成)

1973年度

案件名: 放送網拡充テレビ

借款額: 8, 32億円

プロジェクト地点

スタジオ建設, スラバヤ

中継送信所建設, バシルワラット, ポゴール, アンチャック,
バノン, チョロ

1977-79年完成

1974年度

案件名: 放送網拡充中波ラジオ

借款額: 20, 11億円

プロジェクト地点:

中波送信所の建設とスタジオ機器の新設, ウジュンパンダン,
バンジャルマシン, パレンバン, プカンバルー,
スマラン

1977年完成

案件名: 放送網拡充テレビ

借款額: 19, 15億円

プロジェクト地点:

ジャカルタ送信設備の更新とスタジオのカラー化,
ジョグジャカルタ・スタジオのカラー化と増設,
予備送信機の更新, ナグラク, チレボン, ガンテウンガン,
ゴンベル

メダン予備送信機の新設, 1部スタジオ・カラー化
ウジュンパンダン予備送信機の新設とスタジオ増設

スラバヤ・スタジオのカラー化と増設

チモロセウ送信機の更新，バレー中継送信機更新

ラワン中継送信機更新

以上のように第1次5カ年計画期間中に計画されたこれらのプロジェクトは、第2次、第3次5カ年計画中に順次完成し、インドネシア全国にラジオ・テレビ放送網を拡充していった。1970年代は、インドネシアにとって、石油収入が好調で、インドネシア政府は日本の他にもアメリカ、フランス、西ドイツ、イギリス、オランダなどの諸国から、バイヤーズ・クレジットにより、RRI、TVRIの放送網の整備を行った。

(b) 第2次5カ年計画時代(1974/75-1979/80)

RRIは主要都市の送信所を更新した。TVRIはこの時期にテレビ送信所の建設に力をいれた。これは、国内衛星バラバの打ち上げによって、中央から番組を一斉に全国に放送することが可能になったからである。又、1975年には、“放送25カ年長期開発計画”が策定され、これに従って放送事業が拡充されることになった。この期間に開発された放送に関連した事業は以下の通りである。

* バラバの打ち上げ

1976年当時、インドネシア国内のマイクロ回線網はジャカルタを起点としてバリ島までのトランス・ジャワ回線とメダンまでのトランス・スマトラ回線が完成していたが、全国の10%をカバーするにすぎなかった。そこで、インドネシア政府は1976年7月に国内通信衛星バラバを打ち上げ、全国の通信回線網を建設し始めた。このバラバ衛星は、全国の電話など各種通信回線網を飛躍的に拡大し、放送面では、ジャカルタから各地方都市へのテレビ番組の電送と電話線クラスにすぎないがラジオ番組の伝送も可能となり、その後、放送網の整備に大きな役割を担うことになった。

* 国産機材の開発

1970年代の後半まで放送機器はすべて外国製品を導入していたが、1967年科学技術庁(LIPI)の下に技術研究センター(PUSAT LENS LIPI: National Center for Engineering Laboratories)を設立して以来、ラジオ・テレビ機器の国産化に努めてきた。その結果、1980年代の初めから、国産のFM送信機やバラバ衛星

からのテレビ中継機が全国のラジオ、テレビ放送網に本格的に導入されるようになった。このように、インドネシアの放送は1980年代の初めまでに今日の放送の基礎ができあがってきた。つまり、ラジオについては、全国49局（ジャカルタを含む）のスタジオとともに、送信網では東部のイリアンジャヤ等の12局をのぞき、中波放送網が拡充された。テレビ放送については、スタジオを持つテレビ放送局12局（ジャカルタを含む）と小型中継車を利用して番組制作をする移動制作局6局を持つようになり、送信所も1985年には全国で200局を超える状況になった。1993年現在、送信所の数は314局所になっている。

* 職員訓練センターの開設

放送施設が一通り確保されるに伴って、職員の訓練、養成に目が向けられるようになり、1976年、ラジオ訓練センターが建設され、1978年にはテレビ訓練センターが開設された。これらは、それぞれ、RRI、TVRIの職能訓練所であるが、組織上は共に、情報省直属の職員訓練センターに所属している。ラジオ・テレビの職員の採用についても労働省が国民の雇用の機械を増やす政策に沿って、その資質がない者までも採用し各省に割り当てる方式なので、職場に入ってから研修し能力を高める必要が起きてくる。そのため、日本などに比べて職員研修には、異常なほど熱心に取り組んでいる。

(c) 第3次5カ年計画時代（1979/80—1984/85）

この時期、RRIとTVRIは、前期に建設事業が集中し急速に発展、拡充したので、新規のスタジオ建設をやめ、拡充された施設の運用、管理に力をいれることとなった。また、新しく出来た研修所などを活用しながら、職員訓練を強化することになった。そうした中で、1972年に提案されたジョクジャカルタのMMTC（マルチ・メディア・トレーニング・センター）が1983年に竣工開始し1984年に完成、1985年に開校し、職員研修の中核的な役割を果たすことになった。

* MMTC（マルチ・メディア・トレーニング・センター）

日本の無償資金 18億円（建物7億、機器9億、その他2億）

インドネシア側資金 1.3億円 附属施設と土地の提供

国営ラジオ・テレビ放送局の職員を訓練研修し、ディプロマ（資格免許）を与える教育訓練機関、資格認定校である。1991年までは、ディプロマ1コースの

研修を中心にディプロマ2コースの研修も一部実施してきた。しかし、ディプロマ2、3の施設が建設されていないので2期工事費として日本の無償資金8.3億円を受け施設を増築し、1992年度にはディプロマ2、3コースを本格的に実施した。1992年10月をもって1985年以来の技術協力プロジェクトは、ひとまず終了した。MMTCの将来については、放送部門でさらに上級コースを開設し、新聞、雑誌、出版など放送以外のメディアも含むなど、“情報専門大学校”を目指している。

* 1984年には、インドネシア政府の要請に基づき、84年から始まる第4次、5次、6次5カ年計画（1999年まで）の15年間を見渡す“ラジオ・テレビ放送総合開発長期計画”及び、第4次5カ年計画に合わせた“ラジオ・テレビ放送総合開発5カ年計画”のフィージビリティ調査がJICAの開発調査団によって実施された。

(d) 第4次5カ年計画時代（1984/85－1989/90）

インドネシア政府は、これらの調査結果に基づき、外国の援助を含めた放送施設の整備計画を策定した。その結果、日本からの“ラジオ・テレビ放送網拡充”（フェーズ1；1985年、フェーズ2；1987年）に対する円借款の他、アメリカ、イギリス、西ドイツ、フランス、オーストリアの諸国からの借款により、放送網施設の更新、拡充計画が実施された。しかし、1980年代の中期までは、世界的な不況で石油輸出価格の低落により、インドネシア経済は深刻な打撃を受け国家予算は全面的に削減されることになった。このため、放送関係のプロジェクトの大部分が、第5次5カ年計画期間中に繰り延べられた。第4次5カ年計画中の主な開発事業は以下の2つである。

* ジャカルタ、メダンに国際放送用のラジオ送信所・完成。短波の250KW
フランスの援助

* インドネシア政府の資金で、49テレビ中継所を建設。

(e) 第5次5カ年計画時代（1989/90－1994/95）

上記のように、日本の援助は第4次5カ年計画時代に計画された“ラジオ・テレビ放送網拡充5カ年計画”フェーズ1が90年度に完成し、現在、フェーズ2が実施されている。また、1991年11月にラジオ・テレビ放送網更新フェーズ1のコンサルタント契約が結ばれ、日本政府によって承諾された。

* ラジオ・テレビ放送網拡充フェーズ1

(Enhancement of Radio and Television Network, Phase-1)

日本の円借款で65,07億円。1990年度内に完成。

主としてラジオ、テレビの番組制作設備の整備。

- 1) RRIの21リージョナル放送局のコンティニューイティ・スタジオ施設、マスター・コントロール・システムの修理、更新。
- 2) テレビ番組の質量の改善
 - a) TVRIのジョクジャカルタ、スラバヤ、デンバサール放送局のカラー化
 - b) TVRIジャカルタの番組制作センターと8地方局に、23クルー用のENGシステムと10基地用のENGセット。
 - c) スラバヤ、ジョクジャカルタ、デンバサールにTV用OB-Van
- 3) スタジオと送信所間の伝送回線改善のため、21送信施設にUHF/SHF STLとFM送信機を設置
- 4) テレビスタジオと送信所との伝送回線の質量の改善
 - a) ジャワ島バンドン-ジョクジャカルタ/スラバヤ間のTVマイクロ回線
 - b) 北スマトラ、メダン-シマルジャルンジュン間のマイクロTV回線
 - c) 西スマトラ、パダン-グヌン・ゴンボン間のマイクロ回線
 - d) タンジュン・カラン、デンバサール、マタラン、クバン、アンボン、ジャヤプラにTV STLを配置
 - e) ジャカルタ中央放送局の受信基地に3セットのFPU受信装置

* ラジオ・テレビ放送拡充フェーズ2

(Enhancement of Radio and Television Network, PHASE-2)

日本の円借款で86,03億円。1992年度内に完了した。

1988年 現地調査、実施計画承認

1989年 業者指名、契約

1992年12月 完了引き渡し。

主として、ラジオ・テレビの送信整備とTVスタジオの新設

- 1) ラジオの短波放送の質量の改善

- a) ポンティアナック, バランカラヤ 2 ラジオ放送局に 50 KW の短波送信機と送信アンテナを配備
- b) ジャンビ, マラウケの 2 放送局に, 10 KW の送信機と送信アンテナを配備。アカンバル局はアンテナ設備を配備した。

2) ラジオの中波放送の質量の改善

- a) ディリー, クバン, 及びバランカラヤ放送局に 5 KW の中波送信機、1 式と 1 KW の予備送信機設置
- b) ベンクル, タンジュン・カランの 2 ラジオ局にそれぞれ, 5 KW の中波送信機と送信アンテナを配備
- c) ポンティアナック局に 5 KW 送信機 1 台と A T U 1 式を配備
- d) ジャカルタ中央放送局に 5 KW の中波送信機 1 式を配備
- e) 2 KW 中波予備送信機を以下の放送局に配備
バンダアチュ, バダン, ジャンビ, バンドン, チレボン, アルラクルト, ジョグジャカルタ, マデウム, ジェンベル, スメネップ, サマリダ, クンダリ, デンパサル, シンガラジャ, マタラム, アンボン, ジャヤアラ, ビアク, メラウケの 19 局。

3) H I - F I ラジオ放送の実施

- a) メダンに 5 KW V H F ・ F M 送信機 1 式とアンテナ F M リンクを配置した。
- b) バレンバン, バンドン, スマラン, ジョグジャカルタ, スラバヤ, バンジャルマシン, マナド, ウジュンバンドン, デンパサールの 9 放送局に, 2 KW の V H F, F M 送信機 1 式と送信アンテナを配置。
- c) メダン, スマラン, ウジュンバンドンの 3 放送局に F M スタジオを配置。

4) テレビ放送の質量の改善

- a) ジャカルタ中央放送局に 20 KW ・ T V 送信機 2 式を配置。
- b) 全固体化 10 KW T V 送信機 1 式を配置した局
メダン, ジャンビ, ジャーク, アカンバル, バレンバン, ジョグジャカルタ, バランカラヤ, バンジャルマシン
- c) 全固体化 5 KW T V 送信機 1 式を配置した局

アロウバタム、デボック、マカウイベン、クバン、アンボン

d) 全固体化1KW TV送信機1式を配置した局

バンダアチェ、クンダリ

5) テレビ放送の質量の改善

a) バンダアチェ、メダン、パレンバン、ジョクジャカルタ、スラバヤ、サマリダ、マナド、ウジュンパングン、デンバサール、アンボンの10放送局に取材用ENG1式を供与。

バンダアチェ、パレンバン、ジョクジャカルタ、ウジュンパングン、の4放送局に基地用のENG各1式を配備。

b) バンダアチェとサマリダ放送局に番組制作スタジオとその周辺装置を配置。

c) アンボン放送局に新しいニュース・スタジオと周辺装置を配備

d) マナド放送局に中型のTV中継車を配備。

* ラジオ・テレビ放送網更新フェーズ1

(Rehabilitation of Radio and Television Network, Phase-1)

日本の円借款で74億7800万円。5年以内に完成の予定。1991年11月12日にインドネシア情報省とNHKアイテックとの間でコンサルタント契約が結ばれた。

1) 総合的な機材管理センターの建設

従来、ラジオ・テレビの機材については、質量ともに大量かつ急速に導入されてきたが、その管理はなおざりになっており、効果的な管理システムができていないのが実情である。スペア・パーツのストック管理、各機材についてのデータ不足など問題が山積している。そこで、ジャカルタメダン、ウジュンパングンに機材管理センターを建設し、全国の機材を総合的に管理していこうという計画である。

2) ジャカルタより東にある中波ラジオの大出力送信設備の更新。

ウジュンパングン、バンジャルマシン、スラバヤ、スマラン、ジャカルタ

以上は、第1次5カ年計画時代に、日本の援助で導入されたものだが、老朽化し、広域放送の役割を十分に果たしえなくなっている。

3) リージョナル1放送局の中波送信施設の更新

インドネシア東部のファク・ファク、テルナテ、ソロンに中波の送信施設を導入する。また、マナドとバルの小出力で老朽化している送信機を10KWの中波送信施設に代え、放送の質の改善をはかる。

4) ラジオ番組制作施設の更新改善

以下の10放送局の番組制作施設とマスター・コントロールを更新する
ファク・ファク、テルナテ、ソロン、ナビレ、マノクアリ、ワメナ
スルイ、メラウケ、ビアク、ゴロンタロ

5) ラジオのSTL(スタジオ・トランスミッター・リンク)を新設または更新

ラジオのSTLは49放送局のうち、36放送局で更新しているが、残り13放送局のうち、12放送局のSTLを新設または更新する。
マナド、ファク・ファク、テルナテ、ソロン、マノクアリ、ナビル、
ワメナ、スルイ、メラウケ、ビアク、ゴロンタロ、バル

6) テレビの番組制作施設の更新

テレビのカラー放送を強化するため、以下の放送局の施設を更新する。
ウジュンバンダン、マナド、バレンバン

(6) 単独機材供与の実績

上記のような大プロジェクトとは別に、専門家が技術移転するために携行した機材が以下のような援助効果を上げている。

1983年 TV方式変換装置 TVRIジャカルタ 3,900万円

東京とジャカルタを結んでの回線テストで東京からのNTSC信号を直接、方式変換機を通して受ける実験をしたが、極めて良好で、TVRI側からたいへん、感謝された。その後は、毎日のABUのニュース交換や外国からの買い取り番組の方式変換などに欠かせない機材になっている。

1984年 Field Check Vanと送信機特性測定機 各2式

第4次5カ年計画のラジオ・テレビ・フィージビリティ・スタデイのために持ち込み、調査終了後、TVRIに供与された機

材である。電界測定器やビデオ・アナライザーを乗せて調査に行ける車と測定器を組み合わせた機材だが、便利でどこにでも出かけられるのと、コンピューター内蔵で自動測定ができるので、大変、喜ばれている。

1987年 ベーターカムVTR一体型カメラ2式 4,000万円

ベーターカム編集設備1式

ベーターカム送出VTR装置1式

ベーターカム周辺機材2セット

カメラ2台の中、1台は大統領府に置き（大統領はほとんど毎日、テレビに登場）、1台はニュース取材に毎日使っている。カメラとVTRの一体型なので移動性に優れ、当時、まったくの新製品であったことから、それまでフィルム・ニュースを出していたTVRIに革命を起こした。これを契機にVTR化が始まり、今年6月、ついにTVRIジャカルタ本部から、フィルム・ニュースがなくなった。このベーターカム・システム供与の功績は極めて大きい。

ルーチン・マトリック・スイッチャー1式

これによってミス・スイッチによる映像や音声の”断”を防ぎ、かつ映像音声の切り替えを簡素にし人為的なミスを減少させたことでTVRI側から、たいへん、評価されている。

1989年 Total Dubbing & Editing System（総合複製・編集装置）

日本政府の無償資金援助（総額5,02億円）によるものだが、東南アジア随一の機材で、TVRIスタッフに大いに感謝されている。

この機材の機能は、

A、マルチ方式変換装置

B、映像特殊効果を含む主編集室設備

C、オフ・ライン編集設備

D、音声ダビング設備

- * このマルチ方式変換設備は、現在、日本で市販されているほとんどのビデオ（PAL、NTSC、SECAMなど）からの方式変換が可能で、操作も簡単でTVRIスタッフは自由自在に使いこなしている。
- * 主編集室設備はVTR編集機、映像スイッチャー、3次元映像特殊効果（DVE）が組み込まれており、多様な編集が可能で、マジックを楽しむような感じで欧米の音楽番組制作者も顔負けするような実験的な音楽番組を作っている。
- * オフ・ライン編集装置は、本編集にかける前に本編集のラインに乗せないで部分的に予備編集をし、後で本編集のラインに乗せることが出来る機能で、編集回数によって落ちてくる画質を落とささないで済む機能である。編集が高度になればなるほど、必要な装置で番組の質の向上に役だっている。
- * 音声ダビング装置は、NHKの朝の連続ドラマ小説”はね駒”のインドネシア語への吹き替えにも使われた。全番組の20%以上も外国製の番組が放送されているので、その吹き替えのどにも欠かせない機材。

1989年 電界測定器と各種アンテナなど

1988年から89年にかけて実施された”ラジオ・テレビ放送総合開発計画”の調査のために携行した機材を使用後TVRIに供与したものだが、最近ジャカルタ市内でも高層ビルのために、テレビが見にくくなる地域が増え、電界強度を測定する機会も多くなり、技術移転にも使えるのでたいへん、有益な機材だと考えている。

1990年 テレビ・ブレード・シンクロナイザー4セット

総額823万円

収録時間の違う映像を瞬時に合成できる装置で、たとえば、スポーツ番組や音楽番組などで、生放送をしている時にスタジオのゲストや出演者の顔と合成するなど、臨場感を高めたり、

多面性を強調できる。映像合成の好きなTVRIのディレクターに大いに喜ばれている。1月23日、この国初の教育放送開始の際、大統領が各地の学校の先生や生徒と生で話し合ったが、この機材を使って、両者の表情を同時に見せることが出来極めて効果的であった。

1991年 置局計画用の小電力オール・チャンネルTV送信機 2台
1991年度 単独機材供与 3,300万円
送信サイトの置局計画について机上プランの裏付けになる現場調査に使われる。

現在、TVRIの送信所は314カ所にあるが、将来は1万カ所に建設予定でその置局計画に役立つ。

1992年 GPS（グローバル・ポジショニング・システム） 4台
本機は、携行機材として、1993年3月ジャカルタに届けられた。これは、衛星からの信号を受信して、緯度、経度、高度などが測定できるポータブルのナビゲーターでもある。この国は、細かい等高線の入った地図の入手は非常に難しく、新テレビ送信所などの置局計画指導などに大いに役だっている。また4台の内、2台はRTFエンジニアリング・センターに供与。

(7) 番組ソフト供与その他

インドネシアの放送界に番組制作プロデューサーが専門家として派遣されたのは、1962年、TVRIの開局に当たり、協力要請があつて、1人の専門家が2年間滞在、協力した。しかし、その後の20数年間、番組制作の専門家がTVRIに派遣されることはなかった。ところが、インドネシアでも、本格的に学校教育放送が始まるなどの情報もあり、1989年に番組制作指導の専門家が派遣された。学校教育番組は、結局、商業放送のTPIが放送することになり、JICA専門家が全面的に指導する状況ではなくなつたが、TPIに協力している教育文化省に視聴覚部門、PUSTEKKOMをサポートする形で協力している。しかし、この間は日本から朝の連続テレビ小説”おしん”をはじめ、沢山の番組ソフトがTVRIに供与され、日本語からインドネシア語への字幕づくりや吹き替え作業の指導も忙しくな

つてきた。この吹き替え作業には、前期のように日本から供与されたトータル・ダビング・システムが威力を発揮し、機材供与と技術移転が理想的に展開された例として評価されている。

供与された番組は以下の通り

- a) テレビ小説”おしん” 15分x297本 1986年 3250万円
- b) テレビ小説”はね駒” 15分x156本 1990年 1000万円
- c) 大河ドラマ”いのち” 45分x50本 1991年 850万円
- d) 教育ドキュメンタリー 30分x14本 1983年 42万円
- e) 同上 (15分-80分)x13本 1989年 300万
- f) 子供向け人形劇 15分x13本 1989年 67万円

(JICA短期専門家の携行機材)

- g) 教育番組 225分と300分 2本 1990年 300万円
- h) 教育ドキュメンタリー 112本 1991年 930万円

尚、1992年、日本政府の文化無償資金で、TVRIに新たに教育番組の供与が行われた。日常的なテレビ番組は、今日の日本の状況や日本の生活、日本文化のありさまを、そのまま多様に映し出しており、日本を外国に紹介する最も实际的で魅力的な方法である。番組制作指導の教材であることも重要であるが、同時に日本を紹介するという意味でも極めて重要な素材であるので番組ソフトの供与は今後の放送援助の一つの柱になるべきだと考える。1993年には、テレビ小説”はっさい先生”の供与が決定し、放送のための準備が進められている。

(8) 今後の開発と援助計画

A 国際放送用の短波送信機の改善

メダン、ジャカルタ、ビアク

実施期間 1992年-1996年

B Rehabilitation of Radio & Television Network, Phase-2

ジャカルタ、メダン、ウジュン・パングン3カ所のメンテナンスセンターに対するスペア・パーツ補充

実施期間 1993年-1998年第6次5カ年計画

C Rehabilitation at 19 Locations of Television Transmitters

ランタウ・アラバト, デユマイ, バレンバン, シアーク,
スンガイ・バキン, グヌン・テラ, バニヤンダカン, プキット・バク
ン, キンタマーニ, マタラム, クバン, ジャラブラ, アンボン,
クンダリ, バルー, マナド, マカウイベン, シマジャランジュン,
アラボムリ

以上の19カ所の予備テレビ送信機の更新プロジェクトである。
資金はフランスのソフトローンであり, 1993年10月契約,
1994年末完成予定。

資料1 TVRIの放送局と職員数

1. ジャカルタ本部	2, 254人	テレビ本部
2. ジョクジャカルタ	332	中央局
3. メダン	415	北スマトラ州
4. ウジュンパンダン	342	南スラウェシ州
5. バレンバン	293	南スマトラ州
6. バリクババン	79	東カリマンタン州
7. マナド	209	北スラウェシ州
8. スラバヤ	477	東ジャワ州
9. デンパサル	266	バリ州
10. バンドン	411	西ジャワ州
11. バンダ・アチェ	104	アチェ特別区
12. パダン	30 SPK	西スマトラ州
13. スマラン	20 SPK	中央ジャワ州
14. ポンティアナック	26 SPK	西カリマンタン州
15. バンジャルマシン	21 SPK	南カリマンタン州
16. アンボン	54 SPK	マルク州
17. クバン	22 SPK	東ヌサテティンガラ州
18. ランアン	27 SPK	イリアン・ジャヤ州
19. サマリダ	131	東カリマンタン州
<hr/>		
総計	6, 473人	

* SPK 移動中継放送局

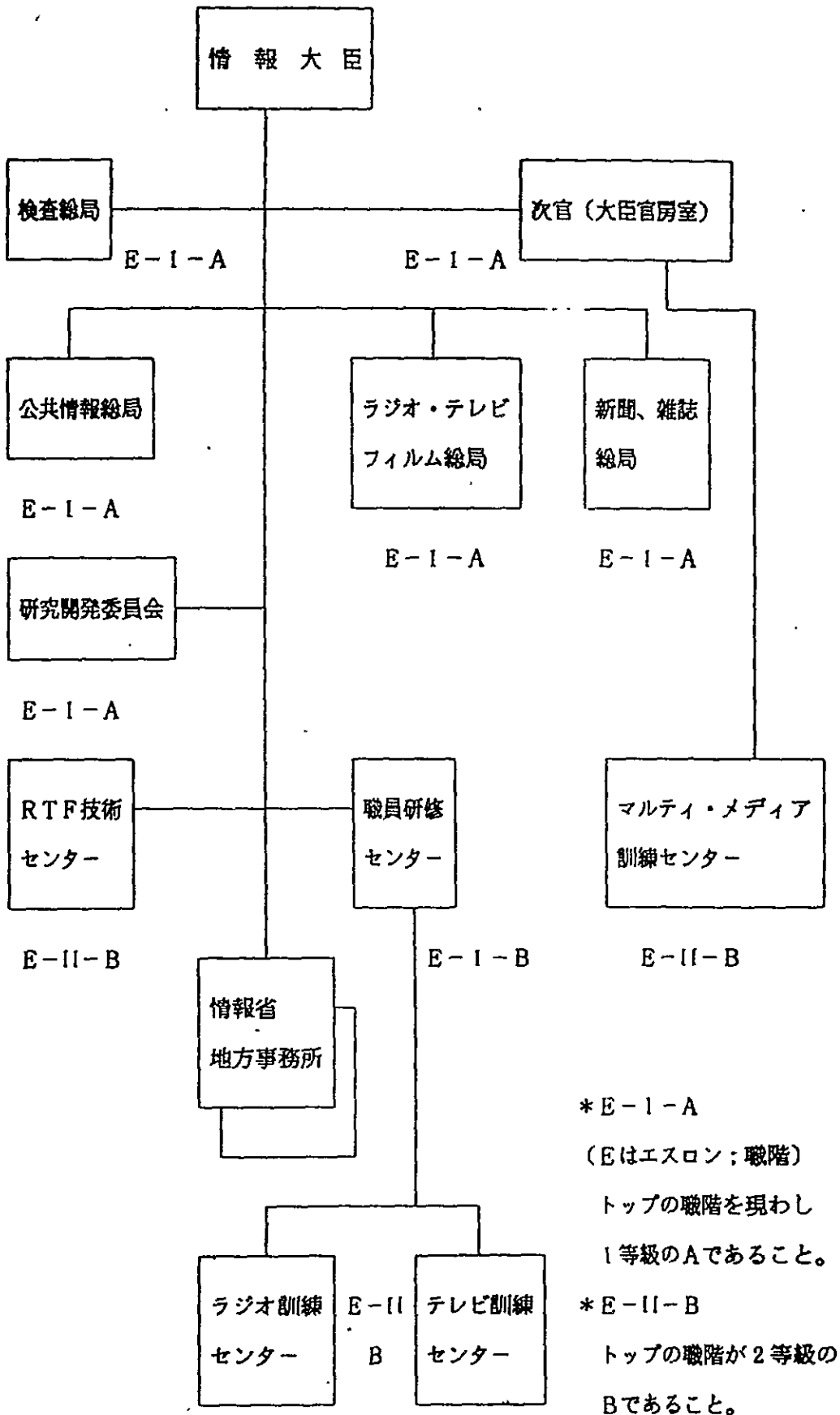
資料2 RRIの放送局と職員数

総計 8,798人

1	ラジオ統括本部	750人	26	マラン	120
2	ジャカルタ中央局	497	27	スメヌップ	136
3	メダン	266	28	シンカガジャ	122
4	バンド・アチエ	138	29	バンジャルマシン	170
5	パダン	158	30	ボンティアナック	128
6	アカン・バル	131	31	バランカラヤ	134
7	ジャンビ	151	32	サマリング	128
8	パレンバン	162	33	ウジュン・バンドン	272
9	ベンクル	133	34	マナド	106
10	ブキティンギ	131	35	クングリ	125
11	タンジュン・カラン	142	36	バル	134
12	タンジュン・ピナン	107	37	クバン	104
13	シボルガ	87	38	ディリ	103
14	ジョグジャカルタ	421	39	ゴロンタロ	100
15	バンドン	273	40	ジャヤアラ	179
16	スマラン	279	41	ソロン	113
17	スラカルタ	479	42	ビアク	109
18	スラバヤ	280	43	メラウケ	127
19	デンバサール	219	44	アンボン	165
20	マタラム	138	45	ファク・ファク	97
21	ボゴール	111	46	マノクアリ	118
22	チレボン	128	47	ナビレ	104
23	プルマケルト	149	48	ワメナ	89
24	マディウム	135	49	スルイ	115
25	ジュンベル	133	50	テルナテ	103

放送 2,878 報道 1,385 技術 2,313 管理 2,223

資料3、情報省の組織



参考資料

- 1 TERM OF REFERENCE FOR CONSULTING SERVICES ON THE PROJECT OF
ENHANCEMENT OF RADIO & TELEVISION NETWORK IN THE REPUBLIC OF
INDONESIA PHASE-2 JUNE, 1989
DIRECTORATE GENERAL OF RADIO, TELEVISION & FILM DEPARTMENT OF
INFORMATION, REPUBLIC OF INDONESIA
- 2 インドネシア共和国 ラジオ・テレビ放送総合開発計画 調査報告書
平成2年3月 国際協力事業団
- 3 インドネシア共和国 放送技術強化計画 基本設計調査報告書
平成2年7月 国際協力事業団
- 4 RTF DATA DAN FAKTA 1992/1993
PROGRAM TAHUN IV PELITA V
DIREKTRAT JENDRAL, RADIO TELEVISI FILM 1993
- 5 TERM OF REFERENCE FOR CONSULTING SERVICES ON EQUIPMENT SUPPLY FOR
REHABILITATION OF RADIO AND TELEVISION NETWORK IN THE REPUBLIC OF
INDONESIA MARCH, 1991
DIRECTORATE GENERAL OF RADIO, TELEVISION AND FILM DEPARTMENT OF
INFORMATION, REPUBLIC OF INDONESIA
- 6 PROPOSAL ON CONSULTING SERVICES FOR THE PROJECT OF REHABILITATION OF
RADIO AND TELEVISION NETWORK IN THE REPUBLIC OF INDONESIA
JUNE, 1991
NHK INTEGRATED TECHNOLOGY INC. TOKYO JAPAN
- 7 ANSWER TO QUESTIONNAIRE FROM OECF TELECOMMUNICATION AND BROADCASTING
SECTOR SURVEY MISSION NOVEMBER, 1991
DIRECTORATE GENERAL OF RADIO, TELEVISION AND FILM DEPARTMENT OF
INFORMATION, REPUBLIC OF INDONESIA
- 8 JAKARTA POST 1992-1993

